

(清岡委員) 原文ニハ「名義」トアリマスカ

(栗塚報告委員) 「彼ノ名義ニ因ル」トアリマス

(清岡委員) 預リタルトカ又ハ借リタトカノ名義ニテ、栗塚チ指

シテ居ル、栗塚ト云フ名ノミテ分ルト云フノテアリマス

(栗塚報告委員) 賃借人トカ預リ人トカ云フノガ名義テアリマス

(尾崎委員) 宜シカロウ

(委員長) 先キヘヤリマシヨウ

本條ハ「占有スル者」チ「モノ」ト改メ他ハ原接ニ決ス

第六百九十九條朗讀ス

第六百九十九條 正名義ニ憑リ占有スルコトヲ證スル者ハ善意

ニテ占有スルモノト推定セラル但反對ノ證アルトキハ此限ニ

在ラス(第二千二百六十八條)

(鶴田委員) 之ハ尙チ分リ易イ、併シ之ハ云ハストモ知レタコト

ダ

(栗塚報告委員) 是レカラ先キハ證據チ云フノテアリマスカラ箇

様ニ致サナケレハナリマセン

(尾崎委員) 能ク分ル

(松岡委員) 講釋カ綿密ダ

(委員長) 宜シケレハ先キヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第七百條朗讀ス

第七百條 強暴カ證セラレサルトキハ占有ハ平穩ナリト推定セ

ラル

公然ナルコトハ推定セラレス必ス之ヲ證スルコトヲ要ス

各別ナル二個ノ期節ニ於テ證セラレタル占有ハ其時間中繼續

シタルモノト推定セラル但其占有カ中断又ハ停止セラレタル

ノ證アルトキハ此限ニ在ラス（第二千二百三十四條）

（栗塚報告委員） 末項ハ正月カラ十二月迄ノ間ハ間違ヒナリ占有シタモノト看做ス何セナレハ正月ニ一旦證セラレタカラ其間ハ占有シタモノト見マス、二箇ノ期節ハ三月ト、五月ト、二度證據チ出サレタカラ其間住ンテ居ル、併シナカラ中斷シタト云フ證據ガアレハ別段テアルト云フノテアリマス

（村田委員） 七百條ハ法律テ推測スル條ダカラ宜イナ

（鶴田委員） 宜シイ

（委員長） 一項ハ「占有」ハ上へ上ケテ「占有」ハ強暴力證セラレサルトキハ「トシテハ悪イカ

（栗塚報告委員） 平穩ナリト推定セラル、但暴行ヲ證セラレタルトキハ此限ニ在ラステ御座イマス

（南部委員） 能ク分ル

（松岡委員） 前條ノ「善意ノモノト推定スル」ヨリ來テ居ルカラ

平穩ト推定スルト云テ之ハ取除ケテ付ケタノタ

（南部委員） 「占有」ト上へ書クト、次キノ公然ナルト云フコトガ利ク様ニナル

（清岡委員） 能ク分リマス文章ノ妙味ヲ知ラヌニ云フノハ良クナ

イ

（委員長） 宜シケレハ是レテ食事ニ致シマス

本條ハ原案ニ決ス

于時正午十二時休憩

于時第一時開會

（委員長） 初ノマス

第七百一條朗讀ス

第七百一條 法定ノ占有ハ物ノ所有權又ハ其行用セル權利チ自

己ノ有ト爲スノ意思ヲ以テスル其物ノ握有ノ所爲又ハ其權利ノ實際ノ行用ニ因テ之ヲ得取ス

(栗塚報告委員) 「其」ト云フ字ガアル爲メ報告委員中ニ惑ヒテ起シマシタ「其」ト云フ字ガアルトキハ所有權ニト云フ様ナル意味ニ見ヘマスニ翻譯ノ方ト相談致シマシテ削リマスカ原文ニハ「其」ト云フ意味ハ御座イマセン、結局ナイ方ガ迷ヒカ起ルマイカト思ヒマスカラ「其」ハ削リマス積リテアリマス

(鶴田委員) 削リマスカ

(栗塚報告委員) 法定ノ占有ハ物ノ握有ノ所爲又ハ權利ヲ實際ニ行フコトニ因テ、法定ノ占有タリト云フコトテアリマス併シ意思ガナケレハナラヌト云フテアリマス

(鶴田委員) 何トモ云ヒ様ハ御座イマセヌ

(委員長) 「アツフレアンター」ト云フノハ

(栗塚報告委員) 「握り取ル」ト云フノテアリマス

(委員長) 所有ニスルト云フノテハナイ、握ミ取ルト云フコトタ

ロウ

(栗塚報告委員) 左様テヌ

(鶴田委員) 意思ハアルノタネ

(栗塚報告委員) 意思ハナケレハナラヌ

(鶴田委員) 詰リ六百九十三條ノ得取時効丈ケテ、違ヒハシナイ

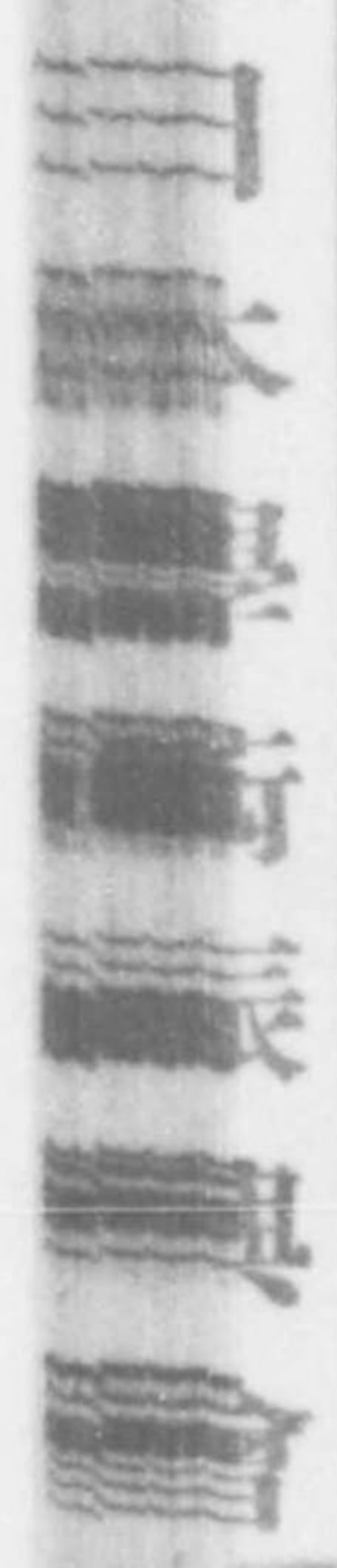
(栗塚報告委員) 物ハ握ルコトハ出來ルカ、權利ハ握ルコトハ出來マセン

(委員長) 申し分ハアリマスマイ、先キヘヤリマス

本條ハ「其行用セル」ノ「其」ヲ削リ他ハ原案ニ決ヌ

第七百二條朗讀ス

第七百二條 物ノ保有又ハ權利ノ行用ハ第三者ノ所爲ニ因テ之



ヲ爲スコトヲ得占有スルノ意思ハ占有ニ付キ利益ヲ得ント主張スル其人ニ存スルコトヲ要ス（第二千二百二十八條）

然レトモ無能力者及ヒ無形人ハ其名代人ノ所爲及ヒ意思ニ因リ占有ニ付キ利益ヲ得ルコトヲ得

（修正） 末項ノ「得」ヲ「受」ト改ム

（果報報告委員） 「利益ヲ得ルコトヲ得」ハ可笑イカラ「受ルコトヲ得」ト致シマシタ

（委員長） 「占有スル意思」ハ占有シテ利益トスルコトヲ云フノカ

（果報報告委員） 貴君ガ占有シテ居ルコトカ出來ルカ、ソレハ貴君ニ限リテ權利ヲ受クルノテアリマス併シ意思ハ貴君ニナケレハナリマセン

（村田委員） 詰リ此條ハ第三者ヲ以テシテモ宜イト云フコトヲ示

シタノテアリマス

（委員長） 物ノ行用、權利ノ行用ハ第三者カ爲シテモ宜シイカ保有ハ本人ノ意思ガナケレハナラヌト云フハ奇妙ナコトテハナイカ

（村田委員） 法律上テ意思ガナケレハナラヌ

（委員長） 保有ハ宜ケレトモ行用ハ第三者ヲ類シテ居リマス、若シ使用者ト意思カ反シテ居ル場合ニハ如何シマスカ

（南部委員） 如何ナル場合テアリマシヨウカ、何レ使用人ニ貸テ置クトカ或ハ依托シテ置キ、其品物ノ權利ヲ向ウテ受ケタル場合

ニハ依托者ノ名義テ受クルテアリマスカラ、矢張り意思ハ依托者ニアルノテアリマス

（委員長） 依託シタ丈ケハ意思ニハ相違ナイケレトモ萬一依託者ガ右ニ爲サント思フニ、豈圖ランヤ受託者ハ左ニシタルトキハ意思ニ反シタルノテアリマシヨウ

(南部委員) 權利ヲ委任シテ居ルカラ構ヒマセン

(委員長) 一途ニ歸スレハ宜シイ、若シモ利益セント主張スル其人ニ存スルヲ要スト云ヘハ意思ガ間違フタレハ矢張り占有者ノ云ヒ分ニ從ハナケレハナラヌト云フ様ナル、實際困ルコトカ出來ルテアロウ

(栗塚報告委員) 家來ニ命シテ物ヲ買ウニ家來ハ擇フ權カアリマス、例ヘハ鴨ヲ買テ來イト云フテモ何ノ鴨ヲ買ウカ知レマセンカ其トキモ貴君ニ意思アルト云ハナケレハナリマセン

(委員長) 假ニ云ヘハ石ノ硯ヲ買テ來イト云ヒタルニ、木ノ硯ヲ買テ來リタル場合ニ法律文ニ依ルト石ノ硯ヲナキ以上ハ受諾者ノ爲シタルコトハ不適當ノモノト云フ譯ニナリ、ソレテハナラヌト云ヘハ、第三者ハ困タモノニナル

(南部委員) 石ノ硯テモ、木ノ硯テモ買ウ權利ヲ代理人ガ持テ居

民財二ノ二〇〇

レハ宜シイ、併シ眞ニソレ丈ケノ權ガナクシテ石ノ硯ト云フニ木ノ硯ヲ買ヘハ、第三者ハ現在損ヲ蒙リテモ仕方ガアリマセン

(委員長) 物ノ保有、權利ノ行用ハ第三ニ任カセルコトカ出來ルカラ、硯ニテサヘアレハ目的ハ達スルノテアリマス

(栗塚報告委員) 占有スル意思ハ他人ニ委ネルコトハ出來マセン是非利益ヲ得ルモノヲ要スト云テハ困ルコトモアリマシヨウ然レトモ斯ノ如キ場合ニハ占有スル意思ハ委任シタル者ニアリマス、何セナレハ依託者ハ其代理人ノ撰擇及ヒ取りタル物ヲ占有シロト願ンタノテアリマスソレ故ニ何テモ宜シイカラ買フテ呉レト云ヘハ、意思ハ此方ニアルト云フ説キ明シテアリマス

(委員長) 折角頼マレテ私ガ損ヲシナケレハナラヌト云フト争ガ起ル

(栗塚報告委員) 多少欠ケテ居ル所ハアル様テアリマス

(鶴田委員) 本條テハ占有ト云フモノカニツニ分レル様ニナル  
(栗塚報告委員) 左様テアリマス、他人ヲ以テ占有セシメタルモノハ自ラ占有シタルト同シト云フ積リテアリマス、私ノ馬ヲ借テ居ル人ハ假ノ占有私ハ占有テアリマス

(鶴田委員) 貴君ノ持テ居ル物ガ若シ他人ノモノナレハ、貴君ハ假ノ占有テアリマスカ

(栗塚報告委員) 左様テス、ソレモ出來ルノテアリマス無能力者ト無形人ナルトハ意思カナイカラ持テ居ルモノニ意思カナケレハナリマセン

(委員長) 先キヘヤリマシヨウ

本條ハ末項「得ル」ヲ「受ル」ト修正シ他ハ原按ニ決ス

第七百三條朗讀ス

第七百三條 形體上ノ占有ノ取得ハ簡短ノ引渡又ハ占有ノ代辨

ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

從來容假ノ名義ヲ以テ占有シタル物ヲ其占有者ニ以後自己ノ物ト看做スコトヲ得セシムル新ナル名義ニ憑リテ留存スルトキハ簡短ノ渡アリトス

從來自己ノ物トシテ物ヲ占有シタル者カ以後他人ノ名ヲ以テ他人ノ爲メ其占有ヲ保存スルコトヲ述フルトキハ占有ノ代辨アリトス

(修正) 「代辨」ヲ「改設」ト改ム

(栗塚報告委員) 事柄ハ易イ様タケレトモ、書方ハ六ヶ敷イ

(南部委員) 「代辨」ハ「改設」ト直シマシタ

(松岡委員) 其方カ宜シイ様タ前譯ニハ「改設」トアリマス

(栗塚報告委員) 「代」ノ字ハ入用テアルカ「辨」ノ字ガ悪イト云フコトヲ主張シマシタカ、報告委員テ眉ケマシタ

(松岡委員) 「代辨」ト云フトキハ錢ヲ拂ヒタル様ニ聞ヘル  
(栗塚報告委員) 實ハ「改設」テモ満足ハ致シマセンケレトモ「  
代辨」ヨリハ宜シイト思ヒマス

(鶴田委員) 假ノ占有ニ似テ居ル

(栗塚報告委員) 左様テハ御座イマセン

(南部委員) 殆ント占有ハ假ノ占有ノ様テアリマスケレトモ、占  
有ニアラスシテト、アリマスカラ

(栗塚報告委員) 私ノ物ヲ貴君ニ賣リマシテ私ガ使テ居ルノカ此  
説キ明シテ御座イマス、前ノハ簡短ノ引渡ハ貴君ノ物ヲ拜借シテ  
居リマシテ貴君ハ保有ダカラト云テ返ヘシタ場合テ御座イマス

(村田委員) 二項ハ初ノニ借リタル物ヲ後チニ買ヒ取りタル場合  
テアリマス

(南部委員) ソウ云フ場合テアリマス

(西委員) 簡短ノ引渡ト云フノハ妙ナコトテス

(鶴田委員) 占有ノ「得取」ト「取得」トハ違ヒマスカ

(栗塚報告委員) 形體上ノ占有ヲ取ルト云フノテアリマス

(村田委員) 形體上ト云ヘハ權利ノ様ニ見ヘル

(南部委員) 其様ナコトハナイ

(鶴田委員) 「改設」アリタリトスレハ宜シカロウ

(村田委員) 宜シカロウ

(松岡委員) 畢竟一ツニ云ヘハ例ヲ見タ様ナモノタ

(清岡委員) 「代フル」コトヲ得」ト云フノハ

(南部委員) 向ウカラ新タニ譲リ受ル手續ヲシナケレハナラヌケ  
レトモ、其方法ニ代ヘテ出來ルト云フコトテス

(尾崎委員) 「新タナル名義ニ憑リ留存スル」ト云フハ如何ナル  
コトテアリマスカ

(栗塚報告委員) 今迄貴君ガ馬ヲ借りテ居ルノチ今度買主トナリ  
タル場合ニハ馬ヲ其儘留メテ置クト云フコトヲ御座イマス

(鶴田委員) 「交代」ノ字ガ宜シカロウ

(栗塚報告委員) 實ハ交替テアリマスカ、占有ヲ得サセルハ今迄  
私ノ物テアリシチ貴君ニ賣リマシテ矢張り私ガ拜借シテ居リマス  
ト貴君ハ占有シテ居ナイ様テアリマスカ實ハ占有テアルト云フテ  
アリマス

(鶴田委員) 矢張り双務ノ義務テ

(栗塚報告委員) 「交代」トシテハ、私ノ馬トシテ持テ居ルトキ  
ハ鶴田君ハ占有シテ居ナイ様ニ見ヘ、マス、併シ私ノ持テ居ルノ  
ハ假ノ占有ニシテ本統ノ占有ハ鶴田君ニ在ルノテアリマスカラ交  
代テハ盡シマセン「代占」トシ様ト思ヒマシタガ「代占」トモ出  
來マセン「代有」トモ亦「代讓」トモ出來マセン、詰リ「改設」

ガ宜シイトナリマシタ

(清岡委員) 「更改」トシテハ如何テアロウ

(南部委員) 「更改」トスル説モアリマシタカ「代」ノ字ガ欲シ  
イノテアリマス

(鶴田委員) 成程「更」ノ字ハ悪ルイ「代」ノ字ガ欲シイ

(栗塚報告委員) 鶴田サンニ代リテ占有シタノテアリマシテ鶴田  
サンカ占有シタル物チ、栗塚カ代リテ占有スルト云フ意味テアリ  
マスカラ「代」ノ字ガ欲シイノテ御座イマス

(委員長) 「代理」トハ出來マセンカ

(栗塚報告委員) 出來マセン

(清岡委員) 「改設」ガ宜シカロウ

(委員長) 「改設」モ宜シイカモ知レマセンガ、翻譯局テハ何ト  
云ヒマスカ



（栗塚報告委員） 翻譯局テハ「代辨」テ宜シイト申シマス  
（委員長） 「改設」ト書ク位ナレハ「代辨」テ宜シカロウト思ヒ  
マス

（栗塚報告委員） 報告委員テハ「代辨」ト云フノハ分リマセンガ  
去リトテ「改設」テ良イトハ思ヒマセンガ「代辨」ヨリハ宜シイ  
ト云フノテアリマス

（委員長） 「改設」ヨリハ「代辨」カ宜シイ

（南部委員） 改メル方カラ云フトキハ元ト眞ノ占有者ガ假ノ占有  
者ニナリマシタカラ改マリタルノテアリマス

（清岡委員） 「代設」トシテハ如何テアロウ

（栗塚報告委員） 前ノ簡短ノ引渡テハ、鶴田サンニ馬チ賣リマシ  
テ其代ハリニ辨シテ居ルト云フノテアリマス

（尾崎委員） 「代辨」ガ宜シウ御座イマシヨウ

（村田委員） 「占有ノ代理」トスルカ

（松岡委員） 前條ハ第三者ニ代理サセテ置クト意味ガ違ウカ、前  
條ノ「第三者」ノ所爲ニ因テ爲スチ得ルト云フカラ代理サセルト  
云フコトニナル本條ニハ代理サセル方ハナキ様ダ

（栗塚報告委員） 他人ノ所爲ニ因テ占有スルト云フハ、鶴田サン  
カ栗塚ノ所爲ニ因テ占有スルト云フノテアリマス然ルトキハ一週  
鶴田サンノ手ニ入りタルモノト見マス、夫レチ借テ居ルト私ハ矢  
張り假ノ占有者テアリマス、今少シ良イ語ガアレハ改ノマスガ日  
本語テハ之ヨリ仕方ガアリマセン

（鶴田委員） 「代辨」カ宜シイカ

（清岡委員） 「改設」テ宜シイテハアリマセンカ

（栗塚報告委員） 「代辨」トシテ置ケハ翻譯局ハ満足致シマス

（委員長） 箇様ナル字ハ容易ニ變ヘルコトハ出來マセン報告委員

テ文字ヲ變ヘテハナラヌ、之ハ翻譯局ト相談シテ愈々代辨ヨリ仕  
方ガナケレハ改メルトスルカ宜シイ

(栗塚報告委員) 相談致シマシヨウ

(鶴田委員) 「形體上」ト云フハ「物體上」トハ違ヒマスカ

(栗塚報告委員) 違ヒマス

(委員長) 先ヘヤリマシヨウ

本條「代辨」ノ二字ハ翻譯局ト相談スルコトトシ他ハ原案ニ  
決ス

### 第七百四條朗讀ス

第七百四條 占有ハ相続人及ヒ包括承繼人ニ轉移ス但其占有ハ  
先主其人ニ在テ存シタル性格及ヒ瑕疵ヲ以テ繼續ス

物又ハ權利ノ特定名義ノ得取者ハ其利益ニ隨ヒ或ハ自己ノ占  
有ノミチ授唱シ或ハ自己ノ占有ニ讓渡人ノ占有ヲ併合シテ之

ヲ利唱スルコトヲ得(第二千二百三十五條)

(栗塚報告委員) 「授唱利唱」ハ翻譯局テ良イ字ガ見當リタリト  
テ自慢シテ居リマシタ

(南部委員) 「授唱」ハ授兵ヲ呼ンテ來ルト云フノテハアリマセ  
ンカラ

(栗塚報告委員) 神様ヲ授ケニ喚ビテ、何卒御願ヒ申マスト云フ  
ノテ御座イマス

(鶴田委員) 「性格」ハ良イコトテスカ

(栗塚報告委員) 「瑕疵」ノ反對テアリマス

(鶴田委員) 「性質」「性格」ト云フテモ善惡ハ少シモ付キマセ  
ン

(栗塚報告委員) 彼ノ人ハ一体大變方正ナ人ニシテ勉強家テアル  
ト云フトキハ「性格」ト書キ、又無頼テアルト云フトキハ「瑕疵

ト書クノテアリマス

(鶴田委員) ソレテハ「格正」ガ宜シイ

(栗塚報告委員) 「瑕疵」ニアラサル方ヲ示シタノテアリマス

(清岡委員) 「先主其人」杯ト云フコトハ必要ハナイ

(南部委員) 「先主」ハナケレハナリマセン

(村田委員) 「先者」トシテハ如何ダロウ

(栗塚報告委員) 總則ノ處ニ於テ續々出テ参リマス

(南部委員) 「先人」ト云フト死ニタル人ノコトニナル

(清岡委員) 前ノニハ「本人」トアル

(栗塚報告委員) 「本人」テハ分リマセン

(南部委員) 私モ初メハ「先主」ヲ嫌ツテ居リマシタカ只今ハ馴レマシタ

(栗塚報告委員) 「先主其人ニ於テモ」ト致シマスカ

(鶴田委員) 宜カロウ、第二項ハ分リマセンカラ、授唱ト利唱ノ

講釋ヲシテ下サイ

(栗塚報告委員) 「授唱」ト云フハ、私ハ占有ガアリマスト云フ

コトヲ授ケニ呼フノテアリマス

(鶴田委員) 「利益ニ隨ヒ」ト云フハ

(栗塚報告委員) 利益ニ隨ヒ授唱シ、私ハ占有ナルコト許リ唱へ

ルコトモ出來、又ハ箇様ナルコトニ權利ガアリマスト唱フルコトモ、出來ルノテアリマス故ニ物ヲ買ヒタル人ハ賣渡シタル人ガ箇様ナル風ニ占有シテ居リマシタカラト云フコトモ、出來マス又私ハ買ヒタルニ依リ持テ居ルケレトモ已ニ某ガ占有シテ居リマシタト云フテモ宜シイ又其様ナルコトヲ云ハス幾日ニ買ヒマシタト云テモ宜シイ

(松岡委員) 箇様ナル所ニ「或ハ」ト云フ字ヲ出スノハ良クナイ

(西委員) 「利唱」ハ宜イガ「授」ノ字ハ宜クアリマセン

(委員長) 私ハ「授」ノ字ハ宜シイト思ヒマス

(南部委員) 「利益ニ隨ヒ」ト云フノハ「或ハ」ト云フ字ニ係リ

テ居リマス

(鶴田委員) 「利益ニ隨フ」ハ兩方ニ云ハセルノテアリマシヨウ

(栗塚報告委員) 「利益ニ隨フ」ハ云フニ及ハサルコトテアリマ

ス、讓渡人ノ占有チ利唱スルコトチ得ルト云フノテ御座イマス「

之チ」ト云フ字ニ標チ付ケ御置キ下サイ、己レノ利益ニ他人チ喚

ヒ、法律チ授唱スルハ証人チ授ケニ喚フト云フ意味テ御座イマス

(委員長) 之ハ「ボアソナード」カ餘程意チ用ヒテ書キモノ故迫

々價值ガ出來ルテアリマシヨウ

(鶴田委員) 特定名義ト云フハ物ガ定マリテ居ルト云フノテアリ

マス

(栗塚報告委員) 特定名義ノ得取者ハ買人ガ他人カラ物チ貰フタ

トカ云フノテアリマス

(鶴田委員) 特定名義ニテ占有スル人ハ

(栗塚報告委員) ソレハ遺囑者カ何カテアリマス

(鶴田委員) 愈々此品トカ定マリタル物ニ限ルト云フノテアリマ

ス假ノ占有テナケレハ不確定ノモノテモナイ

(栗塚報告委員) 左様テハ御座イマセン特定名義ノ獲得者テ御座

イマス

(鶴田委員) 相続人繼承人ニモ非スト云フコトテアリマスカ

(南部委員) 左様テス

(鶴田委員) 現ニ自分ガ特定シタ其人ト云フノテアリマスカ

(栗塚報告委員) 左様テ御座イマス先主ト云フモノハ詰リ包括繼

承人ニアラスト註ニアリマス相続人ナレハ昔シカラ相續シテ居ル

カラ瓊璣ヲ知り居ルナランカ更ニ買ヒタル人トカ又ハ賣ヒタル人  
ハ其初ノカラ續ケテ居ルノテ居ルノテナクシテ、更ニ新規ニ占有  
シテ自分ノ名ニテ初メル故自己ノ占有ノミチ授ケニ喚フコトモ出  
來、又前カラ持チタル人チ利益シテモ宜シイ

(村田委員) 能ク分ルガ「授囑利囑」ハ困ル

(清岡委員) 「先主其人ニ在テ」杯ハ分ラヌ

(委員長) 「自己ノ占有ニ讓渡人ノ占有チ併合スル」ト云フハ

(栗塚報告委員) 私ガ鶴田サンカラ馬チ買ヒタル處爭フテ來ヌ故  
其トキ私ハ何時カラ持テ居ルト云フテモ宜シイ、又鶴田サンカ持  
テ居ラレタルトキ何トモ文句チ云ハヌニ居テ、今更何チ云フノカ  
ト云フコトテアリマス

(委員長) 栗塚ノ云フ言ハ代辨シテ鶴田サンノ云フ言ト同シ效力  
チ有スルノカ

(栗塚報告委員) 左様テアリマス尤モ其證據チ舉ケナケレハナリ  
マセン

(委員長) 云フタ言葉ハ、第三者ヨリ見ルトキハ、鶴田サンノ委  
任狀テモ持テ居ルカ代言人ノ如キ力チ持タセル意味テアルカ又ハ  
然ラスシテ自分ノ利益チ授ケル迄ナルカ

(栗塚報告委員) 特定名義ハ得取者ニ直チニ占有カ初マリマス併  
シ自分ノ名チ以テ眞ニ占有ガ初マリタル許リテナク、前ノコトチ  
云フテ利益ノアルトキハ利益チ用ヒルコトカ出來ルト云フノテア  
リマス

(南部委員) 讓受タモノ故前ノ權利チ減少セヌト云フ原則テアリ  
マス、ソレ故云ヘマス

(委員長) 前所有者ノ爲シタル有様チ演ヘタリトテ何ノ利益ガア  
ルカ

(村田委員) 前ノ人ハ一年占有シテ私モ一年占有スルトキハ二年ニテ期滿免除ヲ得レハ、前人カ一年私カ一年ニテ期滿免除ヲ得ル利益ガアリマス

(委員長) 鶴田サンノ持テ居ランコトヲ云ハナケレハナラヌコトハアリマスマイ、外ノ事件ヲモ其前ノ人ノ持タコトヲ云フノテアリマスカ

(栗塚報告委員) 前ノ相續人ヨリハ、無論占有ノコトヲ云ヘル併シ此處テハ自己ノ占有ノミト思フカ知ラヌケレトモ左様テハナクシテ矢張り云ヘルト云フノテアリマス「抑モ占有ニ二個ノ性シテ成立一ハ有形ノ性質權利ノ效用外部ノ所有又一ハ無形ニシテ所有者タラントスル意思是ナリ自己ノ占有セシ物ヲ讓渡スル者ハ同時ニ之ヲ所持スルコトハ即チ所有主タラントスルノ意思ヲ有スルコトトチ止息ス故ニ其占有ハ終了スルモノナリト云フヲ得ヘシ自己

ノ爲メニ物ヲ有セントノ意思ヲ以テ其物ヲ所持スルコトヲ始ムル買主又ハ受贈者ハ一箇ノ新占有ヲ創始スル者ニシテ其新占有ハ其固有ノ形質或ハ固有ノ瑕疵ヲ有スヘキナリトアリマス前ニ瑕疵カアロウトモ、□□カアロウトモ構ヒマセン、栗塚ガ買主ニナリタルトキヨリ瑕疵ハ栗塚ニ止マルト云フ然ルニ所有權ニ至テハ左様テハアリマセン、起リカ悪ケレハ矢張り悪ルイト云フ區別ガアリマスカラ「先主其人ニシテ存シタモノニ繼續ス」ト云フノテアリマス

(委員長) 次ニヤリマシヨウ

本條ハ原接ニ決ス

第七百五條朗讀ス

第三節 占有ノ效力

第七百五條 法定ノ占有ヲ爲ス者ハ反對ノ證アルマテハ其行用

セル權利ヲ適法ニ有スルモノト推定セラルル因其占有者ハ常ニ  
此權利ニ關スル權原又ハ回收ノ許ニ付テハ被告タリ

(村田委員) 「取戻訴權」ガ「回收」トナリマシタカ

(栗塚報告委員) 左様テス

(委員長) 外ニ異存ガナケレハ原案ニ決シテ、今日ハ是レテ置キ

マシヨウ

本條ハ原接ニ決ス

于時午後第二時四十分閉會

民法草案第二編

第拾五回議事筆記

民法草案按第二編第拾五回議事筆記

第六百二十八條第六百三十五條及ヒ人證存廢ノ件

民財二ノ二一〇

明治二十一年一月二十一日午前第九時開會

質貸借、人證存廢

(委員長) 六百二十八條ノ修正カラヤリマシヨウ

第六百二十八條修正案朗讀ス

第六百二十八條(改正) 他人ノ物ノ管理者ハ金銀外ノ有價物

ヲ質貸トナシテ質貸スルコトヲ得ス

然レトモ米又ハ其他穀物ノ栽培地ニ付テハ其他ノ產物ヲ質貸

トナシテ質貸ヲ爲スコトヲ得

(委員長) 修正ノ方カ宜シイ様ダ他ニ具存ガナケレハ修正ニ決シ

テ先キヘヤリマシヨウ

(工藤報告委員) 六百三十五條ノ第三項以下朱書ノ通り修正致シ

マスソレカラ同條ニ「ロ」ノ一條ヲ置キマス



(修正) 賃借人ハ賃借修繕及ヒ其他井戸雨水溜下水溜水道管ノ疏浚ニ任セス但シ持修繕及ヒ賃借修繕ニ付キ地方ノ慣習右規程ニ異ナルトキハ此限ニ在ラス

(ロ) 第六百三十六條 大修繕トハ大壁ノ修繕一箇又ハ數箇ノ重ナル梁柱基礎ノ變更屋根天井床板全部又ハ過半ノ改造圍牆壁石垣等迄堤塘ノ修築ノ如キ修繕ヲ謂フ

保持修繕トハ屋根天井床板ノ一分ノ修復疊建具雨戸壁紙ノ全部ノ修復ノ如キ修繕ヲ謂フ

賃借修繕トハ硝子戸ノ修復障子ノ張替ノ如キ修繕ヲ云フ

(松岡委員) 「雨水」トハ檐下ニ溜メテ置クノテアリマスカ

(南部委員) 左様テス

(松岡委員) 雨水ヲ抜クノタロウ

(南部委員) 水ヲ溜メテ置クモノヲ浚ウノテアリマスカ

(工藤報告委員) 下水ノ溜リタルモノヲ抜カスコトハ幾ラモ御座イマス、大キナ壘ヲ置テ溜メテ置クノカ御座イマス

(松岡委員) 悪水ヲ抜クト云フ旨意テアルカ、大下水ヲ導キテ抜クト云フノハ雨水溜テハアリマセン

(工藤報告委員) 雨水溜ト云フノハ雨水ヲヤル所ガナイカラ、一時其所へ溜メテ置クノテ御座イマス

(清岡委員) 賃借修繕ト云フテ分リマスカ

(南部委員) 直ク跡ニアリマスカラ分リマスカ

(工藤報告委員) 賃借修繕ト云フノハ賃借人ガ爲スヘキ修繕ト云フノテアリマスカ

(委員長) 壁紙ト云フノハ貸主ガ持ツモノテアリマスカ

(工藤報告委員) 今日ノ有様テハ印刷局ニテ出來タル紙ヲ荒壁ヲ塗りタル上ニ張ルノカ御座イマスカ

(清岡委員) 併シ襖ノ破レタルハ賃借人ガ修繕シナケレハナリマ  
セン

(松岡委員) 前ニ襖ノアリタル儘チ貸テ置キ襖ニ穴カアイタトカ  
或ハ壁紙ニ穴カ開ケハ掛合ハナケレハナリマセン

(工藤報告委員) 「地方ノ慣習此規程ニ異ナルトキハ」トアリマ  
スカラ差支ハアリマスマイ

(村田委員) 疊建具壁紙杯ハ賃借人ハ負擔サセルコトニ致シ度イ  
ト思ヒマス是レ丈クハ賃借人ニサセナケレハ掃除ノ仕方ニ因テモ  
大ニ違ヒマス

(南部委員) 何レニシテ地方ノ習慣ト云フコトカアルカラ差支ア  
リマセン

(鶴田委員) 東京テハ最初疊建具付キニテ貸テアレハ、ソレカラ  
先キハ借りタ者ガ修繕スルト云ヒマシタ

民附二ノ二二二

(工藤報告委員) 東京中ニモ慣習カ種々ニ分レテ居リマスカラ一  
定スルコトハ出來マセン地方ノ慣習ト云フ拔ケ道チ付ケテ置ケハ  
少シモ差支アリマセン、裁判所へ出テモ慣習チ認メテ裁判スルカ  
ラ差支ナイト思イマス

(村田委員) 硝子戸杯ハ酷クスレハ壞ハレテ仕舞ヒ、其者ノ使用  
ニ因テ悪クモナリ善クモナルカラ借人ガスルノハ當リ前ダ

(松岡委員) 當然ノ使ヒ方テ損シタルハ仕方ガナイ、云ハマ古ヒ  
タルノト同シコトテアリマス

(南部委員) 之ハ二回モ修正ニナリ且「地方ノ習慣ノ此規定ニ異  
ナルトキハ此限ニ在ラス」ト云フコトカアリマスカラ差支ナイト  
思ヒマス修正按ニ御決シテ願ヒマス

(清岡委員) 雨水溜ハ天水桶トハ違ヒマスカ

(工藤報告委員) 天水桶ハ出火ノ用ニ供シマスガ、此レハ下水溜

ノ一ツテ御座イマス

(村田委員) 肥前ノ邊テハ雨水ヲ溜メテ飲ンテ居リマス

(南部委員) 之ハ飲ムノテハアリマセン流カスノテアリマス

(松岡委員) 文字ノ上カラ云ヘハ溜メル様ニナルカ、之ハ雨水流

シテアリマス

(清岡委員) 規程ノ「程」ノ字ハ「定」ト云フ字ダロウ

(工藤報告委員) ソレテハ「定」ト直シマス

(松岡委員) 「溜」ト云フ字ハ削除シテモ宜シカロウ

(清岡委員) 「管」ノ字ハ削テ宜シカロウ、管ヲモ矢張り水道テ

アリマスカラ

(委員長) 左様サ、ソレテモ宜シイ

(村田委員) 水道ト云フト大ヤクナリマス

(工藤報告委員) 水道ト云フト玉川モ運入リマスカラ

(松岡委員) 井戸浚下水浚ハ構ハヌコトニシテ置テハ如何ダロウ

(村田委員) 「井戸下水」位テ分リマシヨウ

(工藤報告委員) 田舎テハ溝杯ハ水道管ト同シテアリマス

(松岡委員) 東京ノ水道管ノ浚ト云フト如何ナルモノテアリマシ

ヨウ

(南部委員) 「溜」ト云フ字ヲ除クハ宜シクアリマセン

(鶴田委員) 水道管ハ日本テハ飲水ノコトヲ云ヒマス

(工藤報告委員) 已ニ五百八條テモ「簡管」ト決シテ居リマス、

五百八條ニ「土地又ハ建物ニ附着シタル簡管ニシテ水ノ流入云々

トアリ水ヲ引ク爲メニ管ヲ敷クノテアリマス、水道管ト云フトキ

ハ飲水テモ宜シイノテアリマス田舎ニ於テハ必ラス管ヲ用フルカ

ト云フニ左様テハナクシテ水ヲ以テ拵ヘタルモノモアリマス

(鶴田委員) 雨水溜ト云フハ天水桶ノ桶ノ様ニナル

(村田委員) 雨水溜ハナイ方ガ宜シカロウ

(鶴田委員) 「在ラス」ハ「アラス」ト假名テ書クノテハアリマ  
センカ

(松岡委員) 「溜」ト云フ字ハ二ツトモ削ルカ宜シイ

(工藤報告委員) 水ヲ溜ウニアラスシテ、溜リテ洩ウノテ御座イ  
マスカラ、水ヲ洩ウテハ困リマス

(松岡委員) 疏浚ハ物ヲ通シテ洩ウコトヲ云フ

(南部委員) 川ナレハ疏浚ト云ヘルカ、平地ヲ疏浚トハ云ヘマス  
マイ

(松岡委員) 全体之ハ飲用ノ爲メテアリマスカ

(工藤報告委員) 左様テハ御座イマセン

(村田委員) 之ハ溜メテ置ク旨意ト思ヒマス

(松岡委員) 之ハ抜ク方ガ主意ト思ヒマス

(委員長) 「ボアソナード」ノ之ヲ書キタルハ歐羅巴ノ家タニア  
ル雨溜リノアルノヲ云フノタロウト思ヒマス、日本ニハアリマス  
マイカ、之ガアレハトテ必ラス雨水溜ヲナケレハナラヌ用水ノ水  
ノ溜リタルノテハナイト云フコトハナイ殊ニ田舎テハ用水ノ流れ  
テ來ルノハ澤山アリマス

(松岡委員) 雨水溜ノト云フハ疏浚ヲ云フノテアルカ此處ノ雨水  
溜ハ必ラス水ヲ溜メル火ノ要心ノ溜ヲ云フノカ

(南部委員) 左様テアリマシヨウ

(委員長) 「雨水流」ヲ變ヘレハ「用水」トテモスルノダガ、之  
テモ分ラヌコトハナイ

(清岡委員) 「改造」ヲ「修築」トシテハ如何テスカ

(南部委員) 「改造若クハ修築」ト云フ字ハ同様ナ譯テアリマス  
修築モ矢張り改造ト云フ譯ニモナリマス

(清岡委員) ソレナラ宜シイ

(委員長) 水道管ト云フトキハ管ニアラサルモノハ道入りマセン  
東京ノ水道ハ管ダガ田舎ノハ溝テアリマス

(南部委員) 元トノハ「管」トアリマスカラ

(委員長) 間違ナイ様ニスルニハ「溝」ト云フ字ヲ入レルカ宜シ  
イト思ヒマス之テ分レハ宜シイ

(南部委員) 「溝」ト申マスト「雨水又ハ火用水ノ溝」ト云ハナ  
クレハナリマセン

(村田委員) 元トノ案ハ「溝渠」トアリマシタ

(南部委員) ソレハ間違テ居ルノテアリマス

(委員長) 「水道管又ハ溝ノ」トスレハ宜シイ

(南部委員) 左様致シマシテモ差支ハアリマセンガ「水道管」ト  
シテ「溝」ノコトモ道入りマス

(松岡委員) 屋根カラ落ちテ來ル雨水ヲ溜メテ置クト云フコトハ  
分リマセン家ニテ使用スル水モ支ヘサセテハナラヌト云フノタロ  
ウ

(村田委員) 「井戸下水ノ渡」位カ當然テアリマシヨウ

(委員長) 「其他井戸雨水下水水道ノ管又ハ溝ノ疏渡ニ任セス」

トシテハ如何テアリマシヨウ

(松岡委員) ソレカ宜シイ

(南部委員) 「瀧」ノ字ハ御置キテ願ヒマス

(松岡委員) 井戸ハ何ノ爲メナルカ、飲料ノ爲メナリ

(清岡委員) 屋敷内ノ瀧水ヤ何カチ衛生ノ爲メニ渡ハナケレハナ  
リマセン、其コトヲ範圍ヲ狭ク書キタルモノト見ルヨリ外ニ仕方  
ガアリマセン、之ヲ水道管ト取り離シテ書クトキハ尾敷外ニ及ン  
テ掃除モシナケレハナラヌ、又費用ヲモ擔當シナケレハナラヌ、

矢張り雨水溜トカ水道管ノ疏通ト書ナケレハナリマセン

(南部委員) 元トノ案ニハ「雨水又ハ家用用水ノ管」トアリマシタカラ「雨水又ハ管」ヲ除キテ「水道管」ト致シテハ如何テアリマスカ

(委員長) 水ノ憂ヨリハ流ス方ノ憂ガアルト思ヒマス

(鶴田委員) 先ツ之テ宜シカロウ

(尾崎委員) 「其他并戸下水溜家用用水ノ疏通ニ任セス」トシテハ如何テス

(南部委員) ソレハ同シコトデアリマス、矢張り家用水道デアリマスカラ、水道管ハ通入ヌト云フハ同シデアリマス

(委員長) 下水管ノ疏通ヲ借主ニ持タストキハ用水管ヲモ借主ニ持タセルガ當然デアリマス

(南部委員) 「水道ノ管又ハ溝ハ」テ宜シイ

(清岡委員) ソレテ宜シカロウカ、「疏通」ハ「疏通」トシテハ如何デアリマス

(工藤報告委員) 「浚ウ」デアリマスカラ「疏通」テハ困リマス

(西委員) 「水道溝」テ宜シカロウ

(松岡委員) 其方ガ宜シカロウ

(委員長) ソレテモ分ラヌコトハアリマスマイ「水道又ハ溝」ト決シマシヨウ

(村田委員) 「屋根天井ノ全部又ハ過半ノ」トアルハ例デアリマシヨウカ、全部ト云フコトハ悪ルイト思ヒマス「過半」ナレハ全部ハ無論含ムト思ヒマス

(南部委員) ソレハ如何テモ宜シイ

(清岡委員) 下ノ「全部」モ面白クナイ

(西委員) 之ハ「全部」テナケレハナリマセン

(委員長) 「床板ノ過半ノ改造」ト致シマスカ

(清岡委員) 次ノ「全部」モ宜シクアリマセン

(南部委員) 「如キ」ト云フ字ヲ御覽テ願ヒマス、連モ皆云ヒ盡スコトハ出来マセン

(清岡委員) 處ガ「全部」ト云フコトノ見様ガ甚ダ六ヶ敷イ、雨戸全部ハ總テノ雨戸ヲ云フノカ否ヤ

(南部委員) 全部ト云フノハ壁紙又ハ雨戸ノ一枚テモ宜シイノテアリマス

(清岡委員) 然ルトキハ壁紙モ一枚テモ宜シイカ

(南部委員) 壁ハ一箇所々々テアリマス

(清岡委員) 雨戸ノ如キハ如何ナル場合カ全部カ之ハ甚ダ六ヶ敷イコトテアリマス雨戸ノ破レカ四五枚アリタルトキハ雨戸ノ全部ノ修繕カ一分ノ修繕カ分ラヌ殆ント困リマス又壁ガ三尺置キニ隙

ノアルトキハ之ヲ全部ト云フカ、或ハ一ト間ヲ以テ全部ト云フカ

家一切ノ壁ヲ大修繕スルコトヲ全部ト云フコトカ甚ダ六ヶ敷イ

(南部委員) 貴君ノ説ノ如ク書クトキハ家根天井床板モ左様ニナ

リマシヨウ

(清岡委員) 之ハ家主ガ持ツノテアリマスカラ如何テモ宜シイ

(南部委員) 保持修繕ト大修繕ニ付テハ後チニ區別カアリマスカ

ラ一樣ニスルコトハ出来マセン

(清岡委員) 保持修繕ト賃借修繕ト違ウカラ云フノテアリマス

(委員長) ソレハ裁判官ニ任セテ宜シイ、今カラハ少シノ破レタ

ル修繕ハ借主ガスルト見テ宜シイ

(清岡委員) 一間置キ修繕ヲ全部ト云フカ、或ハ又一家ノ内ヲ全

部ト云フカ分リマセン

(委員長) 是非一ツヲ變ヘレハ跡モ變ヘナケレハナラヌト云フコ

トハアリマセン、一ツ破レテモ全部ト云ハナケレハナラヌトキモ  
アリマシヨウ、又一分トスルトキモアロウカラ豫メ定メルコトハ  
出来マセン

(清岡委員) 「全部」ノ字ヲ削リマシテハ如何テス

(尾崎委員) 「全部」トアリマシテモ鳥渡シタルコトハ矢張り借  
主ガヤルコトカアル、ソレヲ示シタノテアリマス

(村田委員) 「賃借修繕トハ疊建具兩戸壁紙ノ一分ノ修繕」ト修  
正致シタイ然ルトキハ大修繕恰度照應シテ居ル

(南部委員) 總テ示シタ所ニテ御覽下サレハ宜シイ

(村田委員) 此方ニ壁紙ノ過半ニテ宜シカロウ

(委員長) 之ハ全部テナケレハナリマスマイ

(清岡委員) 八疊敷悉皆ノ修繕ヲ全部ト云フカ、又ハ壁紙一間置  
キニシテ、柱ト柱ノ間ヲ全部ト云フカ又兩戸ナレハ五枚アルモノ

民財二ノ二一八

ガ悉ク破レルヲ全部ト云フカ、一枚テモ全部ト云フカ、報告委員  
ノ解釋ニ依レハ一枚ニテモ全部トナリマスカ其理窟ハ感服致シマ  
セン

(西委員) 疊一枚ヲ全部トハ云ヘマセン、兩戸ナレハ一枚ノ兩戸  
テスカラ

(委員長) 疊ハ賃貸人カ持ツテアリマシヨウ

(南部委員) 疊換ヘハ賃貸人ノスル旨意テ御座イマスカ、疊ノ縁  
ヲ替ヘルノハ賃貸人ニ責メテ負ハセルコトハ出来マスマイ

(清岡委員) 其様ナルモノヲ訴ヘルコトハアリマセン

(委員長) 壁紙ノ全部ハ一ツノ模様カアレハ之ヲ全部ト見ナケレ  
ハナリマセン

(清岡委員) 然レハ「壁紙」ノ二字ハ削リテモ宜シイテアリマシ  
ヨウ



(尾崎委員) 「壁紙ト云フコトハナケレハナリマセン

(村田委員) 壁紙ハアリマス

(松岡委員) 疊ノ表丈ケ替ヘルノハ疊替ヘ又ハ換ハ骨ヲ損セス上  
皮ノミ張り替ヘルノチアリマシヨウ

(委員長) ソレナレハ左様ニ定メテモ宜シイガ、私ハ兩戸ノ板一  
枚ノ破レタルモノチ云フニアラスシテ骨ノ壞レタルチ云フコトト  
解釋シテ居リマシタ

(南部委員) 一枚破レテ穴ノ開キタルトキトナシハ全部之チ修繕  
シナケレハ出來マスマイ

(清岡委員) 一枚傷ミタルハ全部ニテハアリマスマイ大工佐官チ  
呼ヒ修繕サセルチ賃借人ニヤラセルコトハ悪ルイト思ヒマス

(西委員) 「壁紙」ハ「壁」テ宜シイト思ヒマス

(尾崎委員) 「壁」テ宜シイ

(村田委員) 唯「壁」トセスニ「上壁」トシナケレハナリマセン

(南部委員) 此壁紙ハ一ツノ例テアリマスカラ上壁杯ト書クハ宜  
シクアリマセン

(清岡委員) 私ハ「全部」チ削ルコトヲ望ミマス

(南部委員) 「壁紙」ハ削リテモ差支アリマセン

(鶴田委員) 壁紙ハ削リマシヨウ

(笑作委員) ソレテハ壁紙チ削ルコトニ決シテ是カラ人證ノコト  
ヲ議シマシヨウ

人證ノ存廢

(南部委員) 人證ノコトニ付テハ反對論ヲ持テ居リマスガ商法報  
告委員モ本會ヘ出テ説明ヲ請ヒマス

(笑作委員) 商法民法報告委員チ出シテ説明スルコトトシテ午後

ニ議シマシヨウ



于時午前第十一時三十分休憩

午後第零時三十分開議

(笑作委員) 是レヨリ人證ノ採否如何ヲ議シマス

(松岡委員) 私ハ建議致シマスカ民法取調局ノ方ガ主ニナリテ人證ヲ制限スルトカ或ハ無制限ニスルトカノ意見ヲ提出シテソレニ對シテ答ヘルコトニ致シテハ如何テ御座イマシヨウ

○人證ヲ許スニ制限ヲ設クルノ可否ニ付意見人證ハ争訟物件ノ金額又ハ價額ヲ以テ制限スルヲ可トス

但本文金額又ハ價格ヲ定ムルニ付報告員中二箇ノ説アリ

甲説五十圓

佛國ニ於テハ百五十フランク即チ三十圓、伊太利國ニテハ五百フランク即チ我カ百圓、瑞西聯邦ノ「ブチ」ニ於テハ八百フランク即チ百六十圓トス而シテ佛國ノ三十圓ノ如キハ往時ノ法令

(二百五十年前ノ法令)ニ定メタル儘ヲ寫シ出セシ者ニテ國民ノ貧富昔日ニ異ナルノ今日ニ在ツテハ世人ノ大ニ其些少ヲ難スル所ナリ又我カ商法草按中即時ニ履行セサル契約ニシテ五十圓以上ハ書面ヲ以テ證ス可シトアリ故ニ夫レ此ヲ斟酌シテ五十圓トセリ

乙説

本邦實際ノ情況ニ依ルニ書面ニ據レル證據アルニ非ラサレハ殆ント許ヲ爲サ、ルノ有様ナリ故ニ從來ノ習慣ニ基クトキハ總テ書面ヲ以テ契約ヲ爲ス可シト定ムルモ或ハ可ナラン然レトモ僅十圓以下ノ金額ト雖モ必ス證書ヲ以テ證ス可シトセハ或ハ嚴密ニ過タルノ恐ナキ能ハス然レトモ又實際ノ狀況ニ照シテ高キニ過タルノ金額ヲ以テ制限ヲ付スル時ハ其制限ノ效用甚ダ渺カル可シ故ニ拾圓以下ヲ相當ナリトス

右制限ヲ設クト雖トモ左ノ例外ヲ定ムルヲ必要トス

- 一、對手入ノ手ニ成リタル書面ニ據レル證據ノ端緒アル場合
- 二、抗拒ス可カラサルカ等ニ因リ證書ノ消失シタル場合
- 三、證書ヲ作ルコト能ハサル場合ニ生スル權利行爲ニ係ル場合
- 四、商事ニ關スル場合

(理由) 歐洲諸國ノ法律概ネ人證ヲ捨テ書面證據ヲ取ルヲ以テ通則ト爲スモノ、如シ然レトモ往時人文未タ開ケス讀書遲カラサル時代ニ在ツテハ人證ヲ以テ無二ノ證據ト爲セリ佛國ニ於テモ古ヘ證人ハ證書ニ勝ル格言ヲ一變シ證書ハ證人ニ勝レルトノ格言ヲ以テ之ニ代フルニ至レル然ルニ獨リ獨逸法ニ於テハ反對ノ說ヲ採リ一般ニ人證ヲ許シタルニヨリ訴訟事件輩出スル夥シク他國ニ比例ナキニ至レリト「ロエヌレル氏」カ商法草案中ニ説述セリ

又伊國西班牙和蘭英國亞米利加ノ各國ノ如キモ契約ハ證書ヲ以テ證ス可キモノトスルモ獨リ獨逸ノミ之ニ異ナレリト同氏ノ論述中ニ見ヘタリ

然リ而シテ一般ニ人證ニ許スト書面證據ニ依ルトニ付其得失如何ソヤ人證ヲ許ス時ハ其弊害書面證書ニ依ルニ比スル一層甚シト謂フ可シ何トナレハ人證ハ之ヲ造ル容易ニシテ書面證據ハ苟モ本人ノ筆跡ヲ偽造シ或ハ印形ヲ盜捺シ又ハ偽造スルニ非ラサレハ容易ニ爲ヌヲ得可カラサレハナリ又證書ヲ作ルヘキ場合ニ之ヲ作ラス人證ヲ用フルヲ得サルカ爲メ權利ヲ失フ者ノ位置ト惣テノ場合ニ人證ヲ許シ若シ偽證ノ爲メニ裁判官ヲ誤ラシメ因テ權利ヲ傷害セラル、者トノ位置トヲ比較セハ人證ヲ制限スルニ如カス何トナレハ一ハ自己ノ懈怠ニ因テ權利ヲ失ヒ一ハ他人ノ所爲ニ因リ自己ノ懈怠アルコトナク權

利ヲ傷害セラルレハナリ且證書ハ永ク保存スルヲ得可クモ人證ハ保存スルニ難シ然レハ權利者ノ爲メ謀ルモ成ル可ク證書ヲ作ラシムルヲ可トス

又本邦實際如何ニ付キ之ヲ審査スルニ明治六年中實印無之證據ハ裁判上證據ニ不相立ト布告セラレタルニヨリ本人ノ實印ヲ押捺シタル證據書類アルニ非ラサレハ訴訟スルヲ得サル者ト一般ノ屬體ニ浸染シタリ降テ明治十年訴訟目安ヲ廢シ必ス實印ヲ押捺シタル證據アルヲ要セス證據ノ端緒アル者ハ訴訟ヲ爲スヲ得ルコトトナレリ故ニ勸解ヲ出願スルニハ毫モ證據ヲ要セサルモ本訴ヲナスニ至リテハ必ス書面ニ據レル證據アルニ非ラサレハ訴出サル有様ナリ故ニ今法律ヲ以テ無制限ト爲サハ從來ノ慣習ヲ破リ且訴訟ヲ繁劇ナラシメ隨テ公安ヲ害スルノ弊ヲ生スルニ至ル可シ

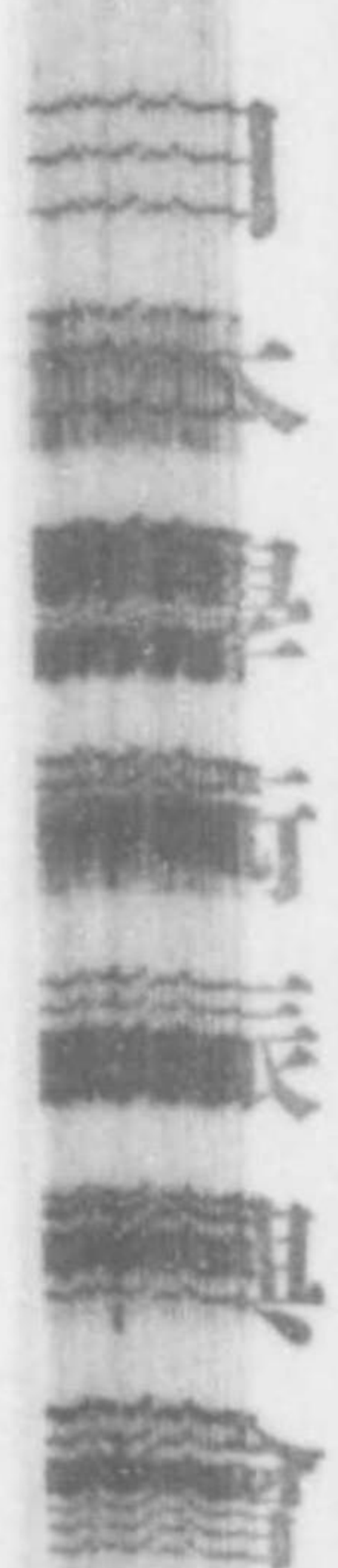
以上人證ヲ制限スルノ概旨ナリ

民法取調報告委員

「ボアソナード」氏ヨリ人證ノ儀ニ關スル質議ニ對シ組合報告委員ヨリノ答議

○人證ハ爭證ニ係ル金額又ハ估計額ニ依リ制限スルヲ相當トス人證ニ就テノ例外ハ左ノ如シ

- 一 文書ノ證據ノ端緒アル時
  - 二 文書ノ證據ヲ提出スル能ハサル時
- (理由) 證人證據ノ制限ニ付テハ其可否ヲ辨スルモノ今古少ナカラス而シテ制限ヲ要スルノ理由蓋左ノ三點ニ在ルカ如シ
- 一 制限ヲ爲サ、ルトキハ訴訟ヲ増加スヘシ
  - 二 證人ノ記憶スル所必シモ誤謬ヲ保セス
  - 三 證人ノ提供スル所或ハ忠信ニ出テサルコトアリ



右三點ノ外我邦ニ於テハ最モ制限ヲ要スルモノアリ則チ從來ノ習慣ニ適セサルモノ是ナリ

明治六年第二百三十九號布告ニ曰ク證書ニハ必ス實印ヲ用フヘシ若シ實印無之證書ハ裁判上證據ニ不相立候ト由是見之我邦ニ於テハ書面證據特ニ實印アル證書ニ非レハ裁判上無効ノモノタルヲ以テ證人證據ノ如キハ殆ント之ヲ夢視セサルモノナリキ明治十年ニ至リ右ノ布告ヲ廢シタリト雖モ當時偽證ニ關スルノ法律ナキカ故ニ刑事民事ヲ論セス末以テ證人證據ヲ用フルヲ得ス則チ裁判上證人證據ノ制アルヲ見ルハ實ニ刑法治罪法發布以來ニ在ルナリ然トモ證人ノ喚問ニ應セス若クハ宣誓ヲ肯ンセサル場合ニ適用スヘキ訴訟法ナキヲ以テ現今ニ至ルモ民事商事ノ證人ハ僅ニ補充ノ證據タルニ過キサルナリ

法律及ヒ習慣ニ於テモ現ニ前途ノ如クナルノミナラス國民ノ度ニ

民財二ノ二二三

於ケル亦從テ他ニ異ナルモノアルヲ以テ單ニ理論ニ偏向スルヨリハ事口實際ニ適合スヘキコトヲ庶幾セサル可ラス況ンヤ理論必シモ制限ヲ不可トスルニ非ラサルノミナラス獨逸一國ヲ除クノ外各國盡ク制限ヲ設ケタルニ於テオヤ但制限ノ例外ニ置クヘキ場合ハ本文ニ掲ケタル二箇ノ場合ヲ以テ充分ナリトス依テ本議ノ如シ

商法擔任

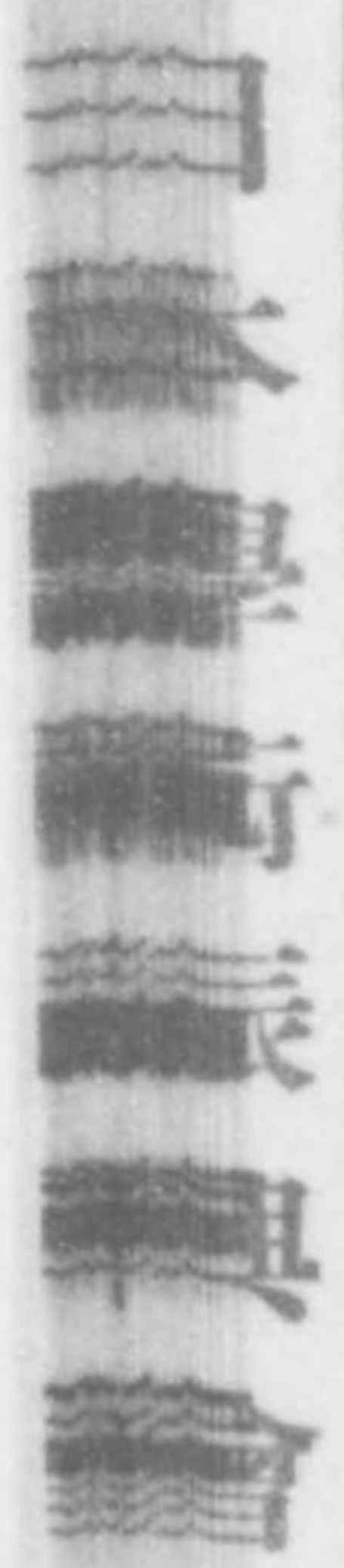
明治二十一年一月十七日

法律取調報告委員

（ボアソナード）氏ヨリ人證ノ儀ニ關スル質議ニ對シ  
訴訟法組合報告委員ヨリ答議

○人證ハ何レノ場合ニ於テモ之ヲ認容スルヲ可トス然レトモ有式契約ノ如キモノハ例外トシテ人證ヲ認容スルノ限リニアラサル  
ヘシ

（理由） 佛國ニ於テ人證ニ制限ヲ設ケタル趣旨ハ一般ニ人證ヲ



許ストキハ之レカ爲メ訴訟ヲ增多シ又ハ淹滞スルノ憂アリテ畢  
 竟公ケノ安寧ヲ害スルニ至ル然レトモ全ク之ヲ禁スルトキハ又  
 大ニ不便ヲ生スルカ故ニ證人ヲ以テ證スルコトヲ許ス場合ト否  
 トチ區別セサルヘカラスト云フニアリ其埃土利斯瑞西李爾生英  
 西班牙葡萄牙等ノ如キハ一般ニ證人ヲ認容セリ今本邦新タニ法  
 律ヲ編纂セラル、ニ方テハ此ノ如キ制限ヲ立サルヲ可ナリト思  
 考ス如何トナレハ證人ノ申述スル所ハ必ス之ヲ信用セサルヘカ  
 ラスト云フニ非ス之ヲ取捨スルハ裁判官ノ權力ニアレハナリ  
 又佛國ニ於テハ百五十「フラン」以下ノ如キ僅少ノ金高ニ關ス  
 ル場合ニ於テハ假令證人カ偽證ヲ述フルモ巨多ノ金高ニ關シタ  
 ル場合ニ偽證ヲ述フルカ如キ大害ナク又此ノ如キ僅少ノ金高ニ  
 付賄賂ヲ受タル證人蓋シ之レアラサル可シトノ説アレトモ凡ソ  
 人ノ胸裏ハ容易ニ測ルヘカラサルモノニシテ證人ニ於テ巨多ノ

民財二ノ二二四

金高ニ關シタルトキハ賄賂ヲ受クルモ僅少ノ金高ニ關シタルト  
 キハ賄賂ヲ受ケスト概斷スヘカラスト巨多ノ金高ニ付賄賂ヲ受ク  
 ルモノハ僅少ノ金高ニ就テモ亦賄賂ヲ受クヘキ理ニシテ常ニ僅  
 少ノ金高ニ關スルトキハ證人ヲ以テ篤實ト爲シ巨多ノ金高ニ關  
 スルトキハ證人ヲ以テ不篤實ト爲スヘキ理レナシ故ニ右ノ説モ  
 亦取ルヘカラサルヲ以テ證人ニ制限ヲ設ケルハ不可ナリト謂フ  
 ヘシ  
 然レトモ有式契約ノ如キ類ハ證書ヲ以テ權利ヲ證スルノ具ト爲  
 ノミニ非ス專ラ其契約ノ成立ニ必要ナル條件ト爲ヌヲ以テ是等  
 ハ例外ト爲サ、ルヘカラサルモ其種類ノ如キハ民法起草者及ヒ  
 商法起草者ノ意見ニ任ス

訴訟法組合報告委員

○一般ニ人證ヲ許容スヘキヤ否ヤノ問題ニ關スル卑見



一 民法ノ事項ニ關シテハ佛國法律ニ於ケルカ如ク特別ノ場合ヲ除クノ外人證ヲ許容セサルヲ以テ通則ト爲スヲ要ス

一 商法ノ事項ニ關シテハ人證ヲ許容スルヲ以テ通則ト爲スヲ要ス

民法ノ事項ニ就キ特別ノ場合ヲ除クノ外人證ヲ許容セサルヲ以テ通則ト爲スヲ要スルノ理由ニ至リテハ佛國民法ノ説明書ニ付キ充分之ヲ知ルヲ得ヘキモノナルヲ以テ小官竝ニ之ヲ喋喋スルヲ要セサルヘシト雖トモ先ツ其大体ヲ掲載シテ參考ニ供セント欲ス即チ左ノ如シ

- 第一 人證ノ許容ヲ通則ト爲シ訴訟事件ノ輕重難易ニ拘ハラヌ
- 二三 證人ノ口頭ヲ以テ事實ノ有無ヲ認定スルニ至ルトキハ必スヤ訴訟ノ原因ヲ増加スルノ結果ヲ惹キ起シ且隨テ裁判ノ錯誤モ一層多キヲ加フルノ危險アルヘシ蓋シ刑事ニ於テハ常ニ

民財二ノ二二五

證人ヲ以テ犯罪ノ有無ヲ決定スルニアラスヤ然ルトキハ僅ニ財產ノ關係ヲ旨トスル民事ニシテ人證ヲ許サ、ルハ條理ニ適合セサルモノトノ駁撃ヲ試ムル者ナキニアラサルヘシ若シ果シテ斯ノ如キ駁撃ヲ爲ス者アリトセハ予之ニ答テ曰ン刑事ニ於テ人證ヲ許スハ事情止ムヲ得サルニ出ツルモノナリ何トナレハ一犯罪者ニシテ他日ニ其確證ヲ遺スヘキ證書ヲ認メテ行爲ニ及フ者アラサルヘキヲ以テナリ之ニ反シテ民事ニ於テハ人證ヲ許サ、ルモ他ニ充分其證據ヲ有スルノ方法及時間ノ存スルモノナルヲ以テ單ニ他人ノ口頭ヲ頼ムカ如キ信憑力ノ微弱ナル證據方法ヲ濫リニ許容シテ訴訟ノ原因ヲ増加スルカ如キコトハ爲サ、ルヲ良シト思考ス

第二 人ノ記憶ハ常ニ確實ノモノニアラス其自身ニ關スルコトト雖トモ事ノ最モ重大ナルモノヲ除クノ外屢遺忘スルニ至ル

ハ普通ナリ自身ニ關スル事ニシテ尙ホ斯ノ如シ況ンヤ他人ニ  
關スル事ニ於テオヤ即チ證人ハ常ニ他人ニ關スルコトヲ證言  
スルモノナレハ屢々事實ニ齟齬スルコトアルヘシ斯ノ如ク證  
據ノ信憑力微弱ノモノヲ以テ證據方法ノ通則トスルハ危險ナ  
ラスヤ蓋シ民法ノ事項ト雖トモ錯誤強迫及詐欺等ノ如ク實際  
他ニ證明スルノ道アラサル場合ハ例外トスヘキハ勿論トス是  
レ佛國民法第千三百四十八條ノ例外規則アル所以ナリ

第三 人證ノ許容ニ制限ヲ置カサルヘカラサル最重大ノ理由ハ  
暗ニ證言ヲ購求スルカ如キ姦策手段ヲ豫防スルニアルナリ實  
ニ訴訟事件ノ金額僅少ノモノニ就キテハ危險ナカルヘシト雖  
トモ其許多ナルモノニ就キテハ喰ハシムルニ利ヲ以テシテ無  
根ノ事實ヲ證言セシムルノ姦策百出シテ良民ヲ害スルノ結果  
ヲ見ルニ至ルヘシ是レ佛國民法ニ於テ訴訟事件ノ金額ヲ限リ

民財二ノ二二六

其限度内ニ於ケルニアラサレハ人證ヲ許容セサルモノト定  
メタル所以ナリ

右ノ外尙ホ種々ノ理由アルヘシト雖トモ一々茲ニ擧クルヲ要セス  
右三箇ノ理由ニ據リテ見ルモ民事上人證ヲ許容スルヲ以テ通則ト  
スヘカラサルコト明瞭ノモノト思考仕候

然レトモ佛國ニ於テモ現在物ヲ破壊シ新奇ヲ創設センコトヲ只旨  
トスルノ人アリテ即チ民事ニ於テモ人證ヲ許容スルヲ通則トセサ  
ルヘカラスト論スル者ナキニアラスヘアコラース氏ハ其一人ナリ  
一茲ニ其論者ノ主張スル所ヲ略陳シテ且予ノ之ニ感服セサル理由  
ヲ一言可仕候

「其論者ノ曰ク現時ノ法律家ハ法理ノ何物タルヲ辨セス特ニ人定  
ノ法文ニ拘泥シテ天下ノ事總テ法文ニ適合セサル事ハ不條理ト爲  
シ其法律家ノ條理ハ法文ヲ措キテ他ニアラサルナリ是ヲ以テ法文



ニ存スル事ハ條理ニ照シテ判断スヘキノ感覺ヲ有セス公衆ヲシテ  
悉ク己レト感テ同フセシメシコトヲ冀望シ敢テ牽強附會ノ説ヲ吐  
露シ以テ其法文ヲ條理ニ合スルモノ、如ク外形ヲ裝ハンコトヲ是  
レ勉ムルモノナリ即チ人證ノ制限法ニ關シテ説明スル所ノ理由モ  
此類ニ外ナラサルナリ何トナレハ若シ民法ノ事項ニ關シテ人證ヲ  
許容スルニ就キ前ニ説明シタルカ如キ危險アルモノトセハ其危險  
ハ商法ノ事項ニ於テモ亦存スルモノニアラスヤ然ルニ民法ノ事項  
ニ於テ證人ヲ許容スヘカララスト主張スル法律家ハ商法ニ於テ之ヲ  
許容スルヲ見ルモ一言ノ攻擊ヲ爲サス言ニ攻擊ヲ爲サ、ルノミナ  
ラス又更ニ其論旨ヲ變シテ商法ニ於テハ却テ新クナカルヘカラス  
ト主張シ其理由ハ商業ハ迅速ヲ貴フモノナリ然ルニ一日證審ヲ認  
ムルコトヲ要スルカ如キコトアリテハ商業通用ノ活潑力ヲ失ヒ爲  
ノニ社會ノ理財ヲ害スルコト著シ云々ト更ニ説ヲ爲セリ即チ見ヨ

當時ノ法律家ハ毫モ固有ノ意見ヲ有セス民法ノ人證ヲ許容セサル  
モ條理ナリ商法ノ之ヲ許容スルモ亦條理ナリト云フニ過キス斯ノ  
如キ無原則ノ説ヲ爲スニ至ルハ何フヤ他ナシ法律家ハ人定ノ法文  
アルヲ知リテ法文外ニ無形ノ條理アルヲ知ラサルカ故ナリ  
抑々民法ト商法ト原則ノ相異ナル理由ハ他ナシ民法ハ羅馬以來因  
循姑息ヲ是レ貴フ人定法律家ノ殆ント特有物トナリテ時勢ノ進歩  
ニ附隨スルコトナク數世紀ノ原則モ依然トシテ存シ今日ノ時勢ニ  
適スルヤ否ヤヲ恬トシテ顧ミス之ニ反シテ商法ハ事物自然ノ必要  
ヨリ幸ニ法律家ノ手ヲ離シ商業其モノ、進歩ト並來リタルヲ以テ  
ナリ由是觀之民法ハ今日ノ時勢ニ後レタルコト最モ速クシテ商法  
ハ民法ニ比スレハ其進歩シタルコト萬々ナルモノト斷ハサルヘカ  
ラス故ニ人證ノ如キモ民法ノ姑息ヲ廢シ商法ト均シク之ヲ許容セ  
サルヘカラサルナリト

小官ハ斯ノ如キ論者ノ説ヲ取ラサルモノナリ抑々商業ノ事項ニ於テ人證ヲ許スヲ通則トスルモノハ商業ノ迅速ヲ貴フノ理由モ其一ニ居ルモノト雖トモ之ヲ以テ唯一ノ理由トスルニアラス尙ホ他ニ商業上一般ニ人證ヲ許スモ民事ニ於ケルカ如キ危險アラサルノ理由アルヲ以テナリ而シテ其理由トハ他ナシ商業人ハ交際上日々契約ヲノミ事トシテ一日モ他人ト契約ヲ爲サスシテ經過スルコト實際能ハサルモノトス而シテ其契約ヲ自由ニ爲スコトヲ得テ自己ノ營業ノ旺盛ヲ期スルニハ信用ヲ旨トシ事毎ニ誠實ヲ以テ履行セサルヘカラサルナリ一朝同盟者間ニ其信ヲ欠クコトアレハ其業ヲ繼續スルコト殆ント難シ是ヲ以テ商業人ハ自他ヲ分タス營業ノ利益上ヨリ信ヲ失スルコトヲ爲サ・ルヘシ故ニ人證ヲ以テ不正ノ利益ヲ得ント試ムルカ如キ無分別ノ者希レナルヤ必セリ何トナレハ其一事件ヲ利スルモ他ニ失フ所大ナレハナリ之ニ反シテ商業人タラ

民財二ノ二二八

サル者ハ衣食住ニ必要ノ物件ヲ除クノ外必ス他人ト契約スルノ必要ヲ日々有スルモノニアラス會々契約スルコトアルモ數月若クハ數年ノ間ニ一二回ニ止ルヘクシテ之ヲ商業者ノ如ク日々取引セサレハ生活スルヲ得サル者ニ比スレハ其信ヲ守ラサルヘカラサル事實ノ檢束力微弱ナルコト萬々ナリ是ヲ以テ民事上ノ事項ニ於テハ人證ヲ購求スルノ恐レヲ豫防スヘキ必要アルモノトス  
加之商業人ハ自ラ記載シタル帳簿ニ據リ自己ノ權利ヲ證明スルコトヲ許容スルモノニアラスヤ何ソヤ曰ク商業人ハ前陳ノ如ク自己ノ營業ノ利益上ヨリ信ヲ守ルノ必要アルヲ以テ法律ハ商業人ノ帳簿ニ許リアラサルモノト推測シタルカ故ナリ若シ新論者ノ如ク商業ニ人證ヲ許ス以上ハ民事ニモ均シク人證ヲ許スヘキモノト主張スルトキハ同シク商業人ノ自書シタル帳簿ヲ以テ自己ノ權利ヲ證明スルコトヲ許ス以上ハ民事ニ於テモ亦各人自書ノ證書ヲ以テ自

己ノ權利ヲ證明スルコトヲ許サ、ルヘカラスト云フヲ要スルニ至ルヘシ何トナレハ是レ論理ノ當然ナレハナリ然レトモ新論者ハ其新奇ヲ旨トスル論スル此極ニ及ホスコトヲ肯ンセサルモノナラン然ルトキハ新論者モ亦商法ト民法ト證據方法ヲ異ニスヘキ理由アルコトヲ感スルモノト謂ハサルヘカラスト故ニ假令商業ニ就キテハ人證ヲ許容スルヲ以テ通則トスルモ民法ニ於テハ之ニ制限ヲ設ケサル理由萬々アルモノト思考仕候

右ノ理由ナルヲ以テ小官ハ人證許容ノ如何ニ就キテハ其大体ヲ佛國民法ニ倣ヒ以テ細則ニシテ實際ト學說トニ於テ不當ト見做ス場合ノミチ今回幸ニ修正アリテ然ルモノト思考仕候也

明治二十一年一月十八日

法律取調報告委員

磯部四郎謹白

(南部委員) 各組合委員ガ陳述スル様ニ致シタイ

民財二ノ二二九

(笑作委員) ソレテハ民法報告委員ヨリ御演ヘナサイ

(栗塚報告委員) 民法報告委員中テモ種々説カ御座イマシテ其説

ニ厚薄ガ御座イマス併シナカラ人證ヲ許スニハ制限ヲ置カナケレハナラヌト云フノカ民法取調報告委員ノ論ヲ御座イマス然レトモ

今日ハ人證ハ許サ、ルモノナリトスル論者モアリマス其論旨ハ元來日本ノ仕來リニテハ金ノ取引ハ證文ヲ必要トスルト云フノカ當リ前テアリマシテ某カ金ヲ貸タルトキ見テ居リタルニ依リ私ハ某ニ金ヲ貸テアリマスト云フテモ裁判所ニ於テ採リ上ケル習慣ハナイト云フト云フコトテアリマシタ併シソレハ餘リ仰山ナルニ依リ段々我々ノ仲間テ歩行合テ致シテ人證ニ制限ヲ設クレハ宜シイト云フ論ニナリマシタ唯證人ノ口ニテ云フタ許リノ言ヲ當テニシテ書付ケハ無タトモ採リ上ケテヤルトスルコトカ出來ルヤ否ヤト云フニソレハ誠ニ危險ナル場合カ多クハアルマイカト云フノカ栗塚

ノ論テアリマシテ彼ノ報告委員モ誠ニ危険ト思テ居リマス又訴訟ノ増ス恐レモアリ殊ニ人ノ記障ハ極メテ薄キモノニシテ自分ノ爲シタルコトニテモ遺レルコトカアル況ンヤ他人ノ爲シタルコトヲ云フテ置スルニハ設令悪シキ了簡ハナクモ随分間違ヒタルコトヲ云フカモ知レマセン尤モ疑ハシイトキハ人ノ爲メニ云ハヌカ宜シイトハ云フモノ、自分ハ訴訟ニ於テ虚言ヲ吐ク積リニアラスシテ大變事實ニ具ナリタルコトヲ云フカモ知レマセン、何トナレハ記障ハ確カナルモノモハアリマセン、併シ記障ノ宜シイ人テモ自分ノコトナレハ兎モ角モ、他人ノ金ノ貸借ハ記障シテ置スルハ危険ナルモノテアリマス、確カナラサルモノヲ以テ確カナル證據トスルノハ随分危険ナルコトテハアリマスマイカ又萬一賄賂ニテモ取リテ貴様ニ金ヲ遣ルカラ我ノ爲メニ置言シテ呉レト云フモノカアルマイモノテモアリマセン、且酒ヲ能ク置言スルコトカ随分佛

民財二ノ二三〇

蘭西ニアリマシタカ、今日ノ所ニテ日本人ガ他人ヨリ酒ヲ怖ノラレテ偽置チスル者ハ少イテ御座イマシヨウガ後來必ラヌ無キモノト斷言ハ出來マセン故ニ偽置ノ恐レテ防クニハ制限チ立タル方カ宜シカロウト思ヒマス又訴訟ノ増スト云フモノノ理由テ御座イマス確カナコトテナケレハ裁判所へ出ナイ方ガ宜シイト思ヒマス訴訟ノ増サ、ル様ニスル爲メ時效ト云フモノヲ立テ出訴期限チ定メレハ書面ハナクトモ裁判所へ來レト云フトキヨリ事件カ減スル譯テアリマス此三個ノ理窟ハ佛蘭西學風ノ理由ニシテ其他ニモ今日日本ノ有様ハ如何ト願レハ實印ト云フモノハ日本人ガ用ヒテ居ルコトナレハ歐羅巴諸國カラ見レハ日本人ハ書キタル物チ大切ニスル風ガアリマシテ民間ニ二三圓ノ金ノ取引スルニモ書付カアリマス日本ノ用フル文字カ六ヶ敷イニ依合ハヌ日本人ハ讀ミ書キテ能ク知テ居ルト思ヒマス、在郷ノ取引テモ二三十圓ノ金ニ至テハ書

面ナクシテ取引チスル者ハ少イコトデアリマス、尤モ商人ハ別テ御座イマスカ、其外酒屋ノ受取モ薪屋ノ取引モ書面ヲ多ク用ヒ往昔カラ實印ヲ貴ヒタルモノデアリマシテ歐羅巴ノ狀態トハ餘程異テ居リマス又書面證據ハ日本ニテハ輕ク得ラル、理窟モアリマス此等ハ民法報告委員ノ制限ヲ付ケル方ガ宜シイト云フ理窟テ御座イマス其制限ニ至リ五十圓迄ハ宜シイトカ、二十圓迄ハ宜シイトカ云フコトハ申マセン、尙ホ足ラサル所ハ他ノ報告委員ヨリ申上マス

(長谷川報告委員) 私ノ演ヘルコトハ只今民法報告委員カラ演ヘラレタル外ニハアリマセンカ、唯日本ノ慣例ニ違セサル箇條ヲ今少シ申マス商法ノ報告委員ノ感シテ居ル慣例ハ是迄用ヒタル例ノナキモノヲ新タニ用フルモノナレハ成ル可ク新ラシイモノハ用ヒ

ルニ制限ヲ設クレハ是迄ノ習慣ニ違シタルモノニナリマシヨウト思ヒマス外ニ申テモ重複ニ渉ルカラ申セマセン

(三坂報告委員) 訴訟法ノ組合ニ於テハ人證ハ制限ヲ立テ又見込テ御座イマス即チ其事柄ハ過日書面ニテ出シタ通りデアリマシテ全体證人ノ證言ハ裁判官ノ取捨ニ在リマス必ラス人證ヲ取ラナケレハナラスト云フコトハアリマセン、縱令許多ノ金額ニテモ證人ノ證言ヲ信用スルト否トハ裁判官ノ取捨ニアリマス、佛蘭西ニテハ百五十「カラン」ノ制限カ立テアリマスケレトモ詰リ制限ヲ立ルハ訴訟カ増スト云フ恐レアル故デアリマス併シナカラ全ク之ヲ許サ、ルトキハ不都合ナル所カラ制限ヲ設ケタトカ云フコトデアリマスガ、全体佛蘭西ノ學者中ニテ「デネー」杯ハ矢張り制限ハ設ケサル方ガ宜シイト云フ論モアリマス且金額カ少ナイトキハ願合ウコトガ少ナカロウト云フコトデアリマスガ金高ガ少イカラト

テ必ラス馴合ハサルトハ斷言出來マセン、其他一体ノ理由ハ書面ニ認メタ通りテアリマス

(井上報告委員) ソレニ付テ御答へ旁少シ演ヘマスガ、成程此證人證據ハ成文法ノナキトキハ裁判官ノ心ヲ動かシ裁判官ノ信用スル丈ケノモノカアレハ即チ其モノニ憑テ訴訟ヲ決スルコトハ當然ノコトテアリマスカラ法律ノ設ケナキトキハ緩令金額ハ如何程ノ多額ニ登ルモ或ハ百圓以上ニ付テハ證人ヲ用ヒナイト云フコトハ決シテアリマセン併シナカラ法律ヲ設ケラル、以上ハ私ノ考ヘテハ確實ノ證據ヲ改メテ取ルコトカ出來ル、即チ書類ヲ取テ置クコトノ出來ルノテアリマスカラ、一方ノ者カ賄賂ヲ取テ立證スル危險ノ多キ證人證據ヨリモ先ハ確カナル證據ヲ取テ置クコトカ出來ルナレハ訴訟カ起テモ其起リタル點チ明カニ書類ヲ改メ契約トスルコトニ法律ガ定メテ置クハ結構ナコトト思ヒマス、然ルトキハ

其混雜ハ僅カナ金額テモ何テモ證人ハ許サヌ、如何ナル場合モ證據ヲ取テ置ケト云フハ甚ダ人民ニ煩雜チ與フルモノテアリマスカラソレハ出來マセン、併シナカラ相當ニ金額ヲ限テ幾許以上ノ金額ハ書類ヲ取テ置ケト法律ヲ命令スルノハ結構テアリマスト思ヒマス、法律ヲ設ケル以上ハ今申ス通りノ證人證據ヲ制限シテ成丈ケ書類ノ確カナ證據ヲ取ル様ニ法律ニテ導クモノテアリマス且又證人ノコトニ付テハ歐羅巴ト日本トハ同シ證人證據ヲ許スニシテモ餘程ノ差カアルト思ヒマスノハ御存知ノ通り歐羅巴テハ宗教チ信スル人モアリマシテ證言スル前ニハ神ニ宣誓チ致シマス、日本テモ宣誓式モ設ケラル、テアリマシヨウカ宣誓ハ神チ厚ク信シマセン以上ハ唯ダ刑法上ノ關係位テアリマスカラ此點ニ於テ日本テハ歐羅巴杯ヨリハ證人ノコトハ虛偽ニ涉コトカ多クアロウト思ヒマス證人證據ハ歐羅巴テモ危險テアリマスカラ日本テハ更ニ危險

テアリマシヨウ成丈ケ證人ノ證據ハ制限チ付ケタル方ガ法律チ設ケラル、上ニ於テ宜シイト思ヒマス

(南部委員) 私ハ人證ニ制限チ置カサル方ガ宜シイト思ヒマス其事タル決シテ一朝一夕ニ感シタノテハアリマセン眞實明治六年第二百三十九號ノ布告チ以テ證書ニハ必ラス實印チ押スヘシ實印カナケレハ裁判上證據ニナラヌト云フコトヲ定ノマシタ然ルニ後チ其布告チ廢サレタル原因ハ此法律チ廢シタル年ニ至テヤ總テ日本全國ノ裁判官タルモノハ書面チナケレハ證據ニナラヌト致シテ仕舞ヒマシタ、夫レ故ニ今迄書面ニ非ラスシテ金ノ貸借チシタ者ハ爲メニ損害チ蒙リタルコト何程ナルチ知ラス、私モ其損害チ蒙リタル人ヨリ直接ニ聞キタルコトモアリ又他ノ人カラモ間接ニ承ハリタルコトモアリマス、而シテ此布告ガ日本ニ適當セスト云フ所以チ以テ、明治十年ノ布告ニテ之チ廢セラレマシタ其節ノコトチ

想像シテ見マスルニ總テ書面チナケレハ採用セストシテモ裁判上證據トナラサル金額ノ區別チ付ケルニモセヨ、實ハ大變其損害チ蒙ル者カアリマシタ元來我邦ニテハ書面ニ憑ル所ノ風習カ一般行ハレタルカト云フニ左テハアリマセン中ニハ隨分無證據チ金チ貸借シ又或ル場合ニハ金チ貸渡シテ書面ハ後チニ持テ行ク者モアリ又再ヒ書面チ持來ラサル場合モアリ、又書面ガナクシテ金ノ貸借チヌル者モアリマス故ニ若シ之チ書面ニ據ラナケレハナラヌトカ或ハ五十圓以上ハ證書カナケレハナラヌトカ、十圓以上ハ書面カナケレハナラヌトスレハ、昔日ノ弊害チ再ヒ今日ニ見ルコトニ至ルナラント思ヒマス且此證書ト云フモノハ實際ト違ハサルモノカト云フニ一概ニ左様ニハ參リマスマイ實際裁判官チ勸ノタル方ハ御承知ノコトト思ヒマスガ今日訟廷ヘ出ス所ノ訴狀若クハ答書チ見テモ訴狀又ハ答書ニ書キタルコトハ原告被告ノ陳述スル處ノ實

際トハ大ニ違ウコトカアリ實ニ驚クコトカアリマス、ソレハ如何ナル譯テ御座イマシヨウカ畢竟自分カ實際ノコトヲ書面上ニ書キ現ハスコトノ出來ル充分ノ學力文字ガナイ故テ御座イマシヨウ訴狀答書ニ於ケルモ尙ホ且然リ況ンヤ之ハ相對ニ取換ハセル書面テ御座イマスカラ實際ト書面ト違ヒハ往々アリ得可キコトテ御座イマス然ルニ書面トナリタル以上ハ實際ニ違ウト云フコトハ云ヘヌ譯テアリマスカラ書面ト云フ證據ハ他人ノアル聞シタ人證ヨリモ幾分カ確カニハナルカ、人ノ見聞シタ人證ガ確カナラスト云フコトハ決シテアリマセン、今悉ク書面ヲ取ラナケレハ證據ニナラヌト云フハ日本ノ風ニ違セサルモノト思ヒマス田舎ニハ書面ヲ取ラスシテ取引スルモノハ隨分アリマス其他人證ヲ許シテハ詐欺ガアルト云フ説ガアリマシタ成程詐欺モアリマシヨウケレトモ書面ニシテモ幾分カ輕重ハアリマシヨウカ詐欺カナイトハ云ヘマセン詐

民財二ノ二三四

欺ヲ防クニハ悉ク書面證據テナケレハ證據トスルコトヲ許サヌト云ハナケレハ其目的ヲ達スルコトハ出來マセン、何セナレハ五圓以下トカ或ハ十圓以下ノ訴訟ニハ人證ヲ許ストスレハ制限以下ニハ詐欺ガ行ハレマス故之ヲ防クニハ總テ證據ハ書面テナケレハ許サ、ルコトヲ原則ニ立テナケレハナリマセンカソレハ決シテ行ハレマスマイ、行ハレサルニ依リ制限テ付ケテ五十圓以下トカ或ハ十圓以下トカハ人證ヲ許ストノ區別ヲ付ケテ胡麻化サントノ説テアリマシヨウカソレハ旨意ガ貫キマセン若シ詐欺ヲ防クノ旨意ナレハ五十圓以下或ハ十圓以下ハ却テ訴訟ガ多イ故五十圓以下ハ人證ヲ許サ、ルコトニシナケレハ決シテ詐欺ヲ防クコトハ出來マセン然ルチ却テ金額ノ少キ方ニ人證ヲ許ストキハ詐欺ヲ防ク目的ヲ達スルコトハ出來マセン詰リ證人ト云フモノチ今日迄用ヒタル例ガナシトノコトヲ申シマスケレトモ是レ迄裁判シタ裁判書ヲ見ル



ト随分人證ヲ用ヒテアリマス引合人喚出シテ引合人ノ云フ所ヲ聞  
テ裁判官ノ據證ニシテ裁判ヲ下シタル例ハ澤山アリマス然ラハ人  
證ヲ用ヒタル例ガナイト云フコトヲ確言スル譯ニハ行キマセンノ  
ミナラス却テ反對テアリマス、其他ノ場合テモ書面證據テナケレ  
ハ證據ニナラストスレハ必ラス書面ニ偏スルコトトナリ口頭ニテ  
約束シタルコトハ虚言ヲ吐キテモ宜シイト云フコトニナリ一方ヨ  
リ云フトキハ却テ訴訟ヲ詐欺ニ導クコトニナル感觸ガアリマス、  
之ヲ要スルニ證人ノ言ハ果シテ有效ナルヤ否ハ裁判官ノ證據ヲ採  
ルト採ラサルトノ上ニアリテ、證人ヲ唸味シ證人ノ云フ所ニ由テ  
詐欺アルヤ否ハ裁判官ニ分ルノテアリマス若シ之ヲ分ラストシテ  
偽證シタル者ガアレハ偽證律ニ照シテ處分致シマス、或ル反對論  
者ハ宣誓ノコトニ付テ論カアリマシタガ、日本ニハ外國ノ如キ宣  
誓ハアリマセンケレトモ刑法ニ於テモ己ニ證人トシテ許シテ居リ

マス然ラハ民事ニ於テ證人トスルニハ宣誓ノ有無ニ關シマセン何  
トナレハ刑法ニ於テモ證人ノ宣誓ノ有無ニ關セス證據法トスレハ  
宣誓ヲスルニハ及ヒマセン、故ニ人證ニ制限ヲ置クコトヲナサス  
シテ人證ハ自由ニ許サレル方ガ宜シイト思ヒマス  
(栗塚報告委員) 委員ノ論ガ出マシタカ最早報告委員ハ饒舌ルコ  
トハ出來マセンカ

(笑作委員) 述ヘテ宜シウ御座イマス  
(栗塚報告委員) 只今ノ委員ノ御説ヲ聞キマスルニ日本ニ於テ實  
印ヲ用フルコトハアレトモ其時分ハ書面テナケレハナラヌト云フ  
弊ガアリマシタカラ今之ヲ制限スレハ再ヒ前日ノ弊ヲ生スルト云  
フ説カアリマシタケレトモ其レハ書面ノ上ニモ尙ホ制限ヲ有シタ  
ル條件テアリマシテ書面ハ勿論實印ヲ要スルト云フコトテアリマ  
ス今此處ニ云フ證書ノコトヲ云フノテハアリマセン加フルニ我々

ノ説ニ致シマシテモ相手方ヨリ出テタル書面ニテモ書キタルモノ  
カアレハ證人ヲ許スト云フコトテアリマスカラ、良シ制限ヲ設ケ  
テモ金ヲ貸テ呉レサルトカ或ハ「此間御頼ミ申シタルコトハ如何  
致シマシタカ」ト云フ者テモアレハ宜シイ實印ノ書面ニアラサル  
モ相手方ノ手カラ出テ居ル書面テモアレハ無制限テアルト云フノ  
テアリマス又抗拒スヘカラサル力ニ因テ書面ガ無クナリシトカ云  
フ南部君ノ云ハレタル金ヲ貸テ書面ヲ取テ置カント思フテモ取レ  
サリシト云フ如キ、事實書面ヲ作ルコト能ハサル場合ニシテ證據  
立ルコトカ出來レハ宜シイノテアリマス又刑事ハ人證ガ現在シテ  
居ルト云ハレマシタガ、宣誓ノコトハ實ハ嫌厭テ御座イマスカ刑  
事テハ他ニ道ガアリマセン民事ニ於テハ井上君ノ云フ通り外ニ道  
ガアリマス代書人ノ手ニ成ルトカ抗拒ス可カラサルトカ云フコト  
ガアリマスガ、外ニテ證據ヲ作ルコトノ出來ルトキハ證據ヲ作り

タル方ガ宜シイ、又誓ノ力モアリマセンカラ誓ノナキ證據ガ宜シ  
イ、又南部君ハ明治六年ノ布告ノ爲メニ損害ヲ蒙リタル者カアル  
ト云フガ夫レハ布告ヲ知ラスシテ迷惑シタノテアリマシヨウ

(南部委員) ソレハ布告ヲ知ラサル爲メニ損害ヲ蒙リタルノテア  
リマス又書面印形ト云フコトニ目ヲ注イテ述ヘラレマシタカ、實  
印ノミノ爲メニ此布告カ出テタルト外解セマセン

(西委員) 彼ノ布告ノ廢セラレタル原因ハ南部先生ノ論ノ如キニ  
テアリシカモ知レマセンガ實印ト云フコトニ病ガアリタルノテア  
リマスソレ迄ハ實印ニアラサルモ金ハ借りラレマシタ、所ガ布告  
カ出テカラ後チハ店判テ金ヲ借りタル者ハ證據ニナラストナリ、  
何テモ箇テモ實印テナケレハナラスト云フコトニナリタル不都合  
カラシテ彼ノ布告ヲ廢シタルノテ御座イマス、ソレカ爲メニ金錢  
上ノ損害ヲ蒙リタルコトハ私杯ハ一向經驗ハアリマセン

（南部委員） 私ハ度々經驗カアリマス、ソレハ夫ノ訴答文例ガ出テカラテアリマス

（尾崎委員） 南部サンノ御説ハ訴訟法報告委員ノ説ト同シテアリマスカ

（南部委員） 左様デアリマス

（尾崎委員） 人ニ金ヲ貸シテ、即チ茲ニ證據人ガ居ルト云フモノハ皆ナ採リ上ルト云フノデアリマスカ

（南部委員） 左様テ御座イマス

（長谷川報告委員） 明治六年ニ出タ布告ハ如何カ知リマセンガ、其後ノ指令ニハ商ヒ判押印ニテモ證據ニナラスト云フコトカアリマスカラ實印ノコトカ目的デアルト云フコトハ分リマス

（尾崎委員） 私杯ハ彼ノ法律ノ出タ時分法律ノ詮議ニ關係シテ居リマス

民財二ノ二三七

（長谷川報告委員） 宣誓ノコトハ歐羅巴ト日本トノ差ヒハ民法報告委員カラ申立テアリマシタガ嘗テ獨乙ノ統計表ニ依ルトキハ猶太ノ宗旨ヲ信スル者ト那蘇教徒ハ偽證ノ多少ヲ較ヘルニ猶左ノ者ガ偽證ノ罪ヲ犯シタル者ノ少イト云フコトデアリマス、何セナレハ神ヲ信スルノ厚キカ故ニ偽證カ少イノデアリマス之ニ照ラシテモ歐羅巴中テモ宗旨ニ因テ差ヒガアリマスカラ日本ノ宣誓テハ甚タ差ヒガ生シ様ト思ヒマス

（栗塚報告委員） 或ル部分ハ證人ヲ許シ又或ル部分ハ之ヲ許サス金高ニ由テ人ニ信用ヲ措クハ宜シクナキ旨ヲ南部氏ガ非難サレマシタ、如何ニモ旨意ハ貫カサル様ニ見ヘマサルカ、一体法律ヲ立テ世ノ中ヲ治ムルニハ法律ヲ味ハフコトカ肝腎ト思ヒマス四角四面ニ筋道ヲ貫クコトハ希望スヘキテハ御座イマスガ扱世中ノ運動チスルニハ理窟許リテモナリマセン去リトテ又開ケ放シニテハ寒

クテ溜リマセン開ケタリ締タリスルコトカアリテ宜シイノテ御座  
イマス金ノ高ニ於ケルモ亦然リ少キニハ人ノ虚言ヲ吐キマセンガ  
多イ金ニハ虚言ヲ吐クト云フ事實ガアリマス僅カ二三圓ノ金ヲ他  
人ヨリ欺キ取ラントシテモ酒ノ一杯モ飲マセナケレハナリマセン  
少ナキ金ニハ升酒ヲ飲マセ多キ金ニハ大キナ料理屋テ飲マセルカ  
知りマセンガ少キ金ハ欺キテモ社會ノ害ガ少イ故是レモ胸算ノ中  
ニ入レナケレハナリマセン法律ヲ立ルニハソレ等ハ立法者カ考ヘ  
ナケレハナリマセン

(南部委員) ソレハ違ウト思ヒマス何トナレハ小サイモノニ付テ  
ハ詐欺ナシトノ御説ガアリマシタカ恰モ盜賊ヲ見ルニ多キヤ少キ  
金ヲ盗ム者カ多キヤト云フニ多キ金ヲ盗タ者ハ少イト云ハナケレ  
ハナリマセン況ンヤ金ノ取引ニ於テラヤ少イ金高ノ取引ガ多イノ  
テアリマス日本人民ハ富テ居ラサル故隨テ盗ムコトモ高ノ少イ方

カ多イカラ證據ニハナリマセン

(井上報告委員) 先ツ證人ガ偽證ヲ爲シタルトキハ偽證ノ罪ニナ  
リマスカラ金高ノ多キモノニ偽證ガ多イテアリマシヨウ假令八十  
圓ノ偽證ヲシテ勝チタラハ五圓違ルト云フモノト、一萬圓ノ訴訟  
カアリマシテ其半額チャルト云フモノト何レニ偽證ガ多キカト云  
フニ澤山分ケテ貰ヘル方ニ偽證ガ多キニハ相違アリマセン、然ラ  
ハ凡ソ相當ノ額以下ニハ偽證ハ少イコトテアリマス、必ラスシモ  
制限ヲ立タルガ惡イトハ思ハレマセン

(栗塚報告委員) 少シ論ガ枝葉ニ渉ル様テアリマスガ金高ノ定メ  
方ハ大變影響ガアリマス、小サイ金ニ定メラレテハ困リマス

(笑作委員) 先ツ人證ニ制限ヲ置タカ、置カサルカチ決シマシヨ  
ウ

(本多報告委員) 訴訟法ノ報告委員ノ反對説ニハ人證ヲ許シタレ

ハ裁判官ハ其證據ニ依ラナケレハナラサル様ニ解シテ居リマス  
(工藤報告委員) 其様ナコトハ申シマセン

(鶴田委員) ソレハ裁判官ノ權ニアルノテアリマス

(栗塚報告委員) 李瀾西ハ如何ニナツテ居リマス

(本多報告委員) 種々ニナツテ居リマス、佛蘭西法ノ行ハル、所  
モアリ、又制限モアリマスガ李瀾西ニハ制限ハアリマセン訴訟法  
ノ會議ノトキモ餘程議論ガ起リマシタ、一方ハ制限ヲ置クガ宜シ  
イト云フコトヲ申シマシタカ遂ニ少數ヲ負ケマシタ、何モ制限ヲ  
セサレハトテ人證ヲ採ルト採ラサルトハ裁判官ニ在ルカラ仔細ナ  
イト云フ論テアリマス

(栗塚報告委員) 李瀾西國契約編ノ百三十一條ニ制限ヲ付ケテ居  
リマスガ矢張り佛蘭西ト同様ノ金額ニテ百五十「フランク」ニ當ル  
ノテアリマスカ

(本多報告委員) 百五十五「マルク」以上ノ契約ハ無効トアリマ  
ス、人證ヲ許サスト云フノテハアリマセン、被告カラ調ヲ立ルニ  
金ハ拂フタレトモ書面ヲ取ラサルトキハ人證ヲ制限スレハ取ルコ  
トカ出來マセン、契約ガ成立スト云フコトテアリマス

(箕作委員) 防禦カナケレハ無効ト云フノテスカ

(本多報告委員) 百五十五「マルク」以上ハ必ラス書面ヲ以テスヘ  
シト云フノテアリマス

(栗塚報告委員) 契約ガ成立サル以上ハ人證ハ出來ル筈テアリマ  
スカ

(本多報告委員) 被告ヨリ云ヘハ何程書面ハアリマシテモ金ハ拂  
ヒテ書面ヲ取戻スコトヲ遺シタリト云フコトハ證人カアレハ出來  
ルノテアリマス

(栗塚報告委員) 書面ヲ以テシナケレハ裁判所テ取り上ケナイト

云フノテアリマシヨウ

(本多報告委員) 左様ヲ御座イマス矢張り無効ト云フノテアリマ  
ス

(笑作委員) 訴權カナイト云フノテアリマス

(本多報告委員) 裁判上無効ト云フノテス

(松岡委員) 私ハ人證ヲ許スニハ制限ヲシテ許スト云フ方ニ同意  
テアリマス之ヲ無制限トスルハ甚ダ怖イコトテアリマス然ルニ證  
書ニ實印ガナケレハナラヌト云フコトヲ廢シタルヲ以テ人證ニ制  
限ヲ設ケサルノ權ニ致シマシタカ是レ迄決シテ獨立ノ人證ハ用ヒ  
テハ居リマセン又裁判官ヲ實際爲シタル人ハ知テ居リマシヨウカ  
引合人云々ト云フハ取モ直サス人證テアルト云フモ是レハ今云フ  
所ノ人證トハ餘程性質カ違ヒマシテ、引合人ハ必ラス何カ一ノ證  
據カアリテ不明瞭ト云フ場合テアリマス先刻尾崎サンノ仰セラレ

民財二ノ二四〇

タ様ニ千圓ノ金ヲ貸テ居ルニ即チ千圓ノ證人カアルト云フコトハ  
アリマセン斯ル場合ノ引合人ト唱ナル者ハ我々カ制限ヲシテ引合  
人ヲ許ス其許シタル上ニ立除ケノ場合ガ出テ居ル如キ端緒カアリ  
テ證明スル所ニハ恰モ合ヒマスケレトモ今日迄ノ證人ヲ獨立ノ證  
據トシテ居ルト云フコトハ民事上ニアリマセン、之ハ以前ノ習慣  
ヨリ今迄ノ有様ヲ云フコトテアリマシテ從來證人ガ獨立シテ居タ  
コトハアリマセンソレチ隣家ノ人ハ上手ニ云ヒマスカラ御断リチ  
申シマス、ソレカラ報告委員ノ意見ニハ商法ト民法トヲ混淆シタ  
ル者モ見ヘマス元來獨逸民法ハ制限致シマセンソレハ其管テアリ  
マシテ編纂委員ハ數年掛ツテ國會ヲ經過シマセンカラ獨逸民法ハ  
制限ノ仕様ガアリマセン「ロエスレール」ノ書キタル註解ノ中ニ  
商法ニテスラ無制限ノ人證ヲ用ヒテ其結果ハ甚ダ惡イト云フコト  
ヲ證明シテ居リマス然ラハ日本カ獨逸ニ一層飛越ヘテ民法迄モ一

切人證ヲ許スト云フハ比斯馬克ノ如キ豪傑ナル人ガ日本ニ澤山出  
タ様ナルモノテアリマシテ本統ニ出タナラハ宜シイカ、危険ナル  
譯テアリマス商法ヲ論スルコトニ至テハ獨逸ノ惡例ヲ存シナケレ  
ハナラヌカ否ヤハ今ハ申シマセンガ民法ノ上ニソレヨリ重キ無制  
限ノ人證ヲ用フルハ恐レ入りタルコトテアリマスソレカラ一切禁  
シテ仕舞フト云フコトハ報告委員ノ意見ノ様ナレトモ是ハ仲間カ  
ラ火事ガ出ル様ニ見ヘルガ豫ノ兩方ニ水テモ撒イテ置クカ宜シイ  
然ラサレハ消防ニ骨カ折レマス又人證ヲ廢スルノナレハ皆廢シ許  
スナレハ皆許セト云フ單純ナル論モアリ又偽證ノ多少ニ論モ及ヒ  
マシタカ私ノ惟フニ少額ノモノハ人證ヲ許スト云フハ必ラス少額  
ノ者ニ虛言ヲ吐ク者ノ少イト云フ譯ニ止マラス先ツ普通ノ有様ヨ  
リ見ルモ少額モノハ多數ノ場合ニ於テ字ヲ書ク者ハ多カラスシテ  
證書ヲ書クハ面倒テアルカラ少額ノ者ニハ證書ヲ書カスシテ濟ム

コトカ多クシテ又取引貸モ多數テアルカラ必ラス書面ヲ作ラスト  
モ宜シイト云フ便宜ヲ與ヘルノテアリマス今日迄實際上認メテ居  
ルニ金錢ノ受取ヲ書クニモ一錢印紙ハ十圓以上ニ外用ヒス、一圓  
以下ハ受取ルニモ及ハスト云フ實際ノ有様テアリマス彼レ此レ偽  
證杯ヲ致シマシタ時分ニ相手方ノ迷惑モ害ガ小サイト云ハレルカ  
口テ云フヨリハ書クカ確カナコトハ何國テモ認メテ居リマス井上  
サンノ云ハル、通り之ヲ制限スルハ折衷シテ實際ニ適スルカラ宜  
シカロウト思ヒマス、要スル所民事取調局ヨリノ調ヘハ甲乙二ツ  
アリマスカ制限ヲ設ケルカ宜シイト云フ說ニ從ヒマス  
(西委員) 私ハ人證ハ制限ヲ置キテ人證ヲ用フルコトニ致シ度キ  
意見テアリマス

(尾崎委員) 元來明治六年ニ實印ノナキモノハ證據トセス採リ上  
ケスト云フ布告ノ理由ハソレ迄ハ日本全体ノ有様ハ商人取引ハ書

面ニ書キ現ハレタルコトモアリマスガ、士以上ノ者ハ頓ト無證文  
ニテ始終取引ヲ致シマシタ其取引ヲシタル者テモ、訴ヘテ來レハ  
審問シテヤリ來リマシタ明治維新以來六年迄ヤリ來リマシタカ無  
證文ニテ誰ヤガ證據人テ御座イマスト云フノハ到底水掛論テアリ  
マスカラ一向其結局ハ何レノ便宜ニモナリマセン故ニ止テ得ス書  
面ヲ以テ實印ヲ捺タルモノニ非サレハ證ニナラスト致シマシタ、  
夫レ迄ハ訴訟ノ人民ヲ拘留シ或ハ鞭ヲ當テルト云フ様ナルコトモ  
アリテ無證據ト雖モ人ヲ拘束シテ訊問スルコトモアリマシタカラ  
無證據ヲモ随分權利ヲ伸ルコトモアリテ義務ヲ盡サセルコトモア  
リマシタカ、遂ニ民事上人ヲ拘留スルコトモ無クナリ審判スル手  
續ハ確カナ證據ヲ要スルコトトナリ遂ニ實印ヲ捺シタル證書ニ非  
サレハ採用セサルコトトナリマシタ明治六年以來今日迄總テ書キ  
タル證據ノナキモノハ裁判上採用セスト云フコトハ人民ノ屬裡ニ

深シテ居リマス故ニ今日證據ヲ取ラスシテ金ヲ貸ス者ハ絶ヘテナ  
シトハ云ハレマセンガ、先ツ概シテ無シト云フテ宜シイ然ルニ今  
此ノ人證ヲ採用シテ私ハ貸タルニ相違ナク、某ガ證據人テアリマ  
スト云フモノヲ採リ上ケルコトニナリマシテハ裁判上ニ於テハ結  
局水掛論トナルハ免レマセンカラ訴訟ハ増加致シマス素ヨリ人證  
ハ信用ハ出來マセンモノテアリマシテ裁判所ニ於テモ人證ハ過多  
ニ採用スヘキテアリマセンカラ縱令分テ居リマシテモ裁判官ハ證  
據ナクシテ原告ヲ貸タト口ニテ云フコトヲ際限ナク採用シテハ治  
マリハ付キマセン、借テ又金高チ以テ制限シ様ト云フ說モアリマ  
スカ之モ道理ニ適シマセン多額ナル金ヲ貸借スル者ハソレ程ノ身  
分カナケレハナリマセン又十圓ノ貸借ヲ爲ス分限ノ人ハ十圓ガ分  
限ニ相當シテ居リマスカラ十圓ノ少額テモ一家ノ浮沈ニ關スルカ  
知レマセン依テ人證ヲ許ストナレハ總テ之ヲ許サナケレハナリマ



セン然ルヲ十圓以上ハ許サスシテ其以下ハ許スト云フハ餘リ道理ニ適セサルコトテアリマス詰リ人證ハ薄弱ナルモノテアリマスカラ私ノ意見ハ一切人證ヲ用ヒス、今迄ノ慣習ニ依テ證據ガアレハ採用シ然ラサレハ採用セサルコトトシテ即チ現今ノ儘ニシテ置キ度キ精神テアリマス

(笑作委員) ソレテハ「ボアソナード」ヘノ答ヘニハナリマセン

(尾崎委員) 私ノ説ハ其外テアリマス

(南部委員) ソレハ答ヘニナラサルコトハアリマスマイ

(笑作委員) 直接ノ答ヘニハナリマセン

(清岡委員) 磯部ノ説ハ尾崎サント同シタ

(南部委員) ソレハ大變違フテ居リマス

(清岡委員) 人證ハ許サス、併シナカラ特別ノ場合ハ許スト云フ取除ケカ付ケテアル丈ケテ、大体ハ採用セスト云フノテアリマス

(南部委員) ソレ丈ケガ違ヒマス

(笑作委員) 磯部ノ説モ矢張り全額ハ制限ヲ立ル積リテアリマス

(栗塚報告委員) 左様ニ見ヘマス

(清岡委員) 尾崎サンノ説モ特別ノ場合ハ除クト云フノテハアリマセンカ

(笑作委員) 尾崎サンノ説ハ金額ヲ以テ制限ヲ付ケルノハ道理ニ適セスト演ヘラレタノテアリマス

(清岡委員) 磯部ノ説ハ民法報告委員ノ説ト同シテアリマスカ

(笑作委員) 同シト思ヒマス

(栗塚報告委員) 全ク同論テアリマス

(鶴田委員) 皆サンガー一説アル様テアリマスカ道理カラ云ヘハ南部委員ノ云フ通り人間ガ皆惡イ者ト見レハ人證ハ許セマセン故法律自然ノ道理カラ云ヘハ御尤モナル譯テアリマス又尾崎サンノ説

ハソレト全ク反對ニシテ徹頭徹尾人證ヲ防カナケレハナラス半分  
人證ヲ許スト云フ理由カナイト云フ説テアリマシテ是レモ一理ア  
リマスガ我輩ノ考ヘテハ過キタルハ尙ホ及ハサルカ如シテ何レモ  
意ハ盡キテ居リマスガ私ハ矢張り民法ヤ商法ノ報告委員ノ意見ハ  
恰度中庸ヲ得テ居ルト思ヒマス

(村田委員) 南部君ノ論ハ立派テアリマスガ併シナカラ今日ハ書  
面テナケレハナラヌトシテ居リマス然ルニ是レカラ人證ヲ許スト  
ナリマシテハ先ツ始メテアリマスカラ制限ヲ付ケナケレハナリ  
マセン一體偽證ノ論モアリマシタカ歐羅巴テハ偽證ヲ有罪ニシマ  
ス日本テモ刑法二百二十三條ニ「民事商事又ハ行政裁判ニ關シテ  
偽證ヲ爲シタル者ハ云々」トアリマシテ借カ一年位ノ刑テ濟ミマ  
ス宣誓ト申シテモ歐羅巴ノ様ニ神ニ誓テスルコトテアリマセンシ  
テ偽證ヲ防キ難キ所カアリマス然ルニ口テ言フテモ書面同様ナ效

ガアルトシテハソレカ爲ノニ大ナル弊害ヲ生シ又安心ナラサルコ  
トニナルカト思ヒマス先ツ今日迄書面テナケレハナラサルコトニ  
シテアリマスカラ人證ヲ許スナレハ區分ヲ少クシテ制限ヲ立ルコ  
トトシ、即チ五圓以下位ニ制限シ度キ考ヲ以テ私ハ民法報告委員  
ノ説ヲ贊成シマス

(清岡委員) 實際カラ云フトキハ尾崎サンノ説ハ宜シイガ、證據  
ガナケレハ更ニ訴訟カ出來マセント云フ譯ニナリマシテハ人間ハ  
丸テ役ニ立タヌ様ニナリマス

(笑作委員) 民法報告委員ノ制限説ガ多數テ御座イマス就テハ例  
外ヲ置クカ置カサルカノ説カアレハ御述ヘナサイ

(松岡委員) 私ハ報告委員ノ提出シテ居ル例外ノ場合ハ無論ノコ  
トテアルト思ヒマス

(栗塚報告委員) 唯ダ心配ナルハ商事ニ制限ヲ置テアルト云フコ

トテアリマスカラ

(笑作委員) 商法ノ方ハ、商法ヲ決スルカラ宜シカロウ

(松岡委員) 例外ハ一、二、三ノ場合ニナリマスカ

(笑作委員) 左様テアリマス夫レテハ報告委員ノ説ニ決シ今日ハ

是レテ置キマス

本題ハ民法報告委員ノ説ニ可決ス

于時午後第二時十五分閉會

民法草案第二編

第拾六回議事筆記

民法草案第二編第拾六回議事筆記 自第七百〇六條 至第七百二十六條

明治二十一年一月二十三日午前第九時開會

占有

(笑作委員) ヤリマシヨウ

第七百〇六條朗讀ス

第七百六條 正名義ニシテ且善意ナル占有者ハ自身又ハ其名ヲ以テ天然ノ果實及ヒ產物ヲ土地ヨリ離セシ當時ニ之ヲ得取ス  
(第五百三十八條)

其占有者ハ用收者ニ付キ記載シタル如ク日毎ニ法定ノ果實ヲ得取ス

占有者カ正名義ヲ有セスシテ事實又ハ法律ノ錯誤ニ因リ善意ナルトキハ其消費シタル果實ニ付キ利ヲ得サリシコトヲ辨明スルニ於テハ之ヲ返還スルコトヲ免除セララル

占有者カ其占有シタル物又ハ權利ノ自己ニ屬セサルコトヲ發見セシ上ハ右ノ利益ハ將來ニ在テ止ム又何レノ場合ニ於テモ裁判所ニ出訴シ確定ニ勝訴ト爲リタルトキハ其出訴ノ時ヨリ止ム(第五百五十條)

(修正) 二項「用」以下「如ク」迄ヲ刪除シ「毎ニ」ノ二字ヲ「割」ヲ以テト改ム

(南部委員) 二項ノ「用益者云々」ヲ刪除スルノ修正ガアリマス  
(栗塚報告委員) ソレカラ「將來ニ在テ」ハ「將來ニ向テ」ト變  
譯ニテ改メマス

(鶴田委員) 「日毎」ハ「日割」ヲ宜シイカ

(松岡委員) 日割ノ方ガ宜シイ

(村田委員) 終リニ「何レノ場合ニ於テモ裁判所ニ出訴シ確定ニ勝訴ト爲リタルトキハ其出訴ノ時ヨリ止ム」トアルガ「勝訴トナ

リタル」ハ勝チタル方カラ調ヲ立テ「止ム」ト云フ負ケタ方ヲ云フノテアリマシヨウ

(村田委員) 敗訴セラレタトキテアリマス

(井上報告委員) 占有ガ裁判所へ出訴セラレタト云フ意味テアリマス、其占有者ノ對手人ガ敗訴ト爲リタルトキハ止ムト云フノテアリマス

(南部委員) 出訴カラ止ムト云フ意味テアリマス

(村田委員) 確定ハ分リマセン、敗訴モ矢張り確定テアリマスカラ

(栗塚報告委員) 相手カラ云へハテアリマス

(村田委員) 敗訴ト直シタラ宜シイテアリマシヨウ

(井上報告委員) 「敗訴ノ確定ト爲リタルトキ」トシマヌルカ

(村田委員) ソレテモ宜シイ

(栗塚報告委員) 「其對手人」トシテハ如何テスカ  
(井上報告委員) 「對手人確定ニ敗訴セラレタルトキハ」テアリ  
マシヨウカ

(鶴田委員) 「確定ニ敗訴セラレ」テ宜シイ

(南部委員) 「確定ニ敗訴」ト修正シテハ如何テアリマスカ

(栗塚報告委員) ソレテ宜シイノテアリマス

(笑作委員) 「出訴シ」ト云フ働キ字ガアルトキハ占有者ガ出訴

シタ様ニ見ヘマス

(栗塚報告委員) ソレテハ困リマス、何レノ場合ニ於テモ訴ヘラ

レテ落着シタルトキハテアリマス

(南部委員) 「出訴アリテ確定ニ敗訴ト爲リタルトキ」ハト致シ

マシヨウカ

(栗塚報告委員) 原文ニハ「裁判所ニ於ケル」ト云フコトカアリ

マス

(南部委員) 「何レノ場合ニ於テモ訴訟ガ確定ニ敗訴ト爲リタル

トキハ」トシテハ如何テアリマスカ

(清岡委員) 何方ニモ敗訴ト爲リタル様ニナリマシテハ宜シクナ

イ

(尾崎委員) 「出訴セラレテ」テ宜シイテハアリマセンカ

(鶴田委員) 「出訴セラレテ」ガ宜シイ

(南部委員) 併シ占有者カラ訴ヘル場合モアリ其トキ先方ガ反訴

ナスルトキカアリマス其トキ此方カ敗ケル場合ガアリマスカラ兩

方チ云フテ置クノテアリマス

(松岡委員) 自分ガ占有シテ訴ヘルコトハナイテアリマシヨウ

(笑作委員) 「何レノ場合ニ於テモ占有者ガ確定ニ敗訴ト爲リタ

ルトキハ」ト云テ宜シイテアリマシヨウ唯出訴ノトキガ抜ケテ仕

舞フ丈ケテアリマス

(南部委員) ソレハ宜シイテアリマシヨウ

(村田委員) 「出訴セラレ、確定ニ敗訴」トシテ宜シカロウ

(栗塚報告委員) 「何レノ場合ニ於テモ訴訟アリテ占有者カ確定

ニ敗訴ト爲リタルトキハ」トシテ宜シイテアリマシヨウ

(笑作委員) ソレテモ宜シイ

(南部委員) ソレナレハ分ル

(村田委員) ソレナレハ宜シイ

(笑作委員) 栗塚サン、之ハ翻譯ノ方ハ直サストモ宜シイ

(村田委員) 前ノ「其名チ以テ」ハ分リマシヨウカ元トハ「名代

」トアリマシタ

(栗塚報告委員) 「名」ノ字丈ケハ書イテアリマス

(笑作委員) 矢張り構成法ニテ「天皇ノ御名チ以テ」ト云フノト

同シコトテアリマス

(栗塚報告委員) 自身ニテ其名チ以テ土地ヨリ離スト云フノテア

リマス

(南部委員) 其處ガ用收權ト違ウノテアリマス

(鶴田委員) 離サ、ルトキハ、自分ノモノテハナイト云フノテア

リマシヨウ

(南部委員) 左様テアリマス

(松岡委員) 時機ハ當然ノ時テナクトモ離シテ宜シイ、離サスシ

テ置ケハ自分ノモノニナラスト云フノカ

(栗塚報告委員) 時機カ來ラサレハ離スコトハ出來マセン、雷様

ニテ果實ガ落チタルトキハ自分ノ物ニナリマセン、自分テ廻ラナ

ケレハナリマセン

(南部委員) 用收者ハ雷様カ落チテモ、風カ吹落ンテモ宜シイ、

酷ニ云へハ盜ミテモ宜シイ、盜マレテモ取戻スコトカ出來ルト云フ旨意テアリマスガ之ハ其反對テアリマス

(栗塚報告委員) 原文ニハ之ニ反シテ占有者ハ占有ノ取得ガナケレハナラヌト云フ意味ガアリマス

(南部委員) 五百五十四條ヲ御覽ニナレハ「土地ヲ離ル、時直チニ用收者之ヲ得取ス但云々」アリマスカラ、之ノ反對テアリマス

(清岡委員) 用收權ニ委シキコトカアルカラ分ルケレトモ、用收權ヲ除キテ此レノミニテハ分リマセンカラ委シク加ヘテハ如何テアリマス

(南部委員) 加ヘテモ是ヨリ外ニ仕方ガアリマスマイ

(栗塚報告委員) 尤モ御斷リ申シマスガ天然ノ果實、法定ノ果實ノ所テ説キマスガ之ハ先ノ獲得ノ所テ申ス積リテアリマス

(尾崎委員) 先キヘ得キマシタラ分ルテアリマシヨウ

(村田委員) 獲得ノ所ニ云フテ御座イマスカ

(栗塚報告委員) 千百條ヨリ先キニ御座イマス

(南部委員) 自分又ハ其名ヲ以テ得取スルト云フトキハ盜賊ガ取テモ得取ニナル

(箕作委員) 先キヘヤリマシヨウ

本條第二項ハ報告委員ノ修正ニ決シ第四項ハ左ノ如ク議決ス  
占有者カ其占有シタル物又ハ權利ノ自己ニ屬セサルコトヲ  
發見セシ上ハ右ノ利益ハ將來ニ向テ止ム又何レノ場合ニ於  
テモ訴訟アリテ占有者カ確定ニ敗訴ト爲リタルトキハ其出  
訴ノ時ヨリ止ム

第七百七條朗讀ス

第七百七條 惡意ナル占有者ハ仍ホ現物ニテ占有スル果實並ニ  
產物又ハ其消費シ若クハ過愆ニ因リ損敗セシメタル果實並ニ



産物ノ價額及ヒ其收取スルコトヲ怠リタル果實並ニ産物ノ價額ヲ其回收セラル、物又ハ權利ト共ニ還スヘシ  
又回收者ハ果實ノ通常ノ負擔タル入費及ヒ費用ヲ其占有者ニ償還スヘシ(第五百四十八條)

強暴ニ因リ又ハ隱密ニ占有スル者ハ其名義ノ正當ナルコトヲ信セシトキト雖トモ果實ニ付テハ常ニ惡意ナル占有者ト看做サル

(栗塚報告委員) 損敗トアルハ損壞テアリマス

(鶴田委員) 回收セラル、物又ハ權利ト共ニ還スヘシト云フ所ノ前ハクツ付ケテ仕舞フノテシヨウ

(栗塚報告委員) 然ウテス

(南部委員) 之ハ能ク看レハ分ル

(尾崎委員) 「怠リタル價額」ト云フハ分リマセン

(栗塚報告委員) 怠リタル果實テアリマス

(松岡委員) 向ウカ分散シタ故早クスレハ取レタモノテアリマシヨウ

(栗塚報告委員) 左様テアリマス

(鶴田委員) 三項ハ分リマセン

(尾崎委員) 最初カラ正當ノ物ト思テ居ルモノチ他カラ取りニ來リタルトキソレテ遣ラヌト云テ強暴ヲ爲シタリ、又ハ隱密ニ隠シタリトスルコトハ惡意テアリマスカラ惡意ナル占有者ト看做サレル

(鶴田委員) 本統ハ惡ルイノテアリシモ自分ハ正當ト思フタルトキテアリマシヨウ

(南部委員) 此品ハ彼ノ人カ奪ヒタル物ト云フコトヲ知テ居ナカラ讓リ受ケタ様ナモノテアリマス

(尾崎委員) 自分ハ悪意ハナイノテアリマスガ初メカラ聞テ見ルト他人ノモノタト云フノテアリマシヨウ

(井上報告委員) 強暴隠密ニ占有シタルノテ御座イマスネ

(尾崎委員) 強暴隠密ハ固ヨリ正當テハアリマスマイ

(鶴田委員) 素ト強暴ニシテモ名義正シ占有スヘキモノト云フコトニナルト違ヘスト云フコトハ出テ來ラサルモノト思ヒマス

(南部委員) 占有スヘキ權利ハ充分成立タサルモノト想像シテ居リマス

(鶴田委員) 素ヨリ自分ハ知ラサル故正當ト思ツタカ、元來チ質シマスレハ占有スルモノニ非スト云ハナケレハナリマセン

(尾崎委員) 初メカラ瑕疵ナキ占有者ナレハ強暴隠密ニシナイテモ宜シイノタ

(南部委員) 權利ノナクナリタルコトヲ云フノテアリマス

(鶴田委員) 權利ノアリシ場合ハ云フコトハ出來マセン前ノ所爲ニ拘ラス今度ハ違ヘサスシテ宜シイテアリマシヨウ、元來占有スル人ニ非サリシト云フ様ニナルノテアリマス

(松岡委員) 詰リ左様ダ

(鶴田委員) 強暴隠密ハ占有權ハ有ルニ拘ハラス自分ノ權利ヲ持テ居ナカラ隠シ或強暴杯ハ悪ルイコトダガ違ヘスニモ及ヒマセン

(西委員) 權利ノナクナツタル場合チ云フノテアリマシヨウ

(松岡委員) 名義ハ善意ガナケレハナリマセン名義ニテ名義許リ持テ居テモ盜品チ買フハ善意チハアリマセン

(鶴田委員) 善意ハ悪意ノ反對テアリマスカラ權利ハナクツトモ善意カアルノテアリマス若シ知テ居レハ正當テハアリマセン

(松岡委員) 六百九十六條ノ強暴隠密ハ瑕疵アル占有ト云フ條件カアレハ何時モ瑕疵アルモノト云フ文字ガ付クノテアリマス、眞

ノ占有ハ公然トシテ居リマス強暴隠密ハ純然タル占有ニハナリマ  
セン設令名義ハ正當テアルトモト云フ位ノコトテアリマシヨウ

(笑作委員) 「其名義ノ正當云々」ハ削ル方ガ分リマス

(尾崎委員) 強暴隠密テスレハ既ニ悪ルイノテアリマス

(笑作委員) 所得税ヲ隠蔽スルノハ皆ナ隠密テアル

(村田委員) 二項ノ「負擔」ト云フハ「費用」トアリマスガ、下  
ノ「費用」ト云フノハ何チ云フノカ

(栗塚報告委員) 實ハ入費ト云フ字ハ悪ルイノテアリマス、下ノ  
「費用」ト云フ字ハ改良ノ爲メ保存ノ爲メ及ヒ耕作ノ爲メニスル  
費用テアリマス

(松岡委員) 「負擔」ト云ヘハ租税カ何カニナル、又「費用」ト  
云ヘハ負擔セサルカ爲メニ費ストカ又ハソレチ爲サ、レハ損カ行  
クトカ云フ事柄チ分ケナケレハナリマセンガ唯「負擔」チハ困ル

民附二ノ二五二

(南部委員) 一度ハ「入費及ヒ出費」トヤリマシタガ矢張り面白  
クアリマセンカラ止メマシタ

(村田委員) 七十八條ニハ「費用」ト御座イマスネ

(栗塚報告委員) アレハ「レバンス」ト云フ字テアリマスカラ「  
出費」トシテモ宜シウ御座イマスガ「出費」ト「入費」ト如何ナ  
ル差異カアルカト云フト困リマス

(鶴田委員) ソレハ翻譯局テ御定メテ願ヒマス

(栗塚報告委員) 「入費」ハ「費用」ト改メ「費用及ヒ入費」ト  
シテ先キノ處ハ「出費」ト改メマスカ

(村田委員) 區別ガナケレハナリマセンカ

(栗塚報告委員) 「入費」ト云フハ保存ノ爲メ費シタモノテアリ  
マシヨウ

(松岡委員) 然ルトキハ保存改良ハ「入費」ト云ハレナイテアリ

マシヨウ

(栗塚報告委員) 「出費」ハ即チ「入費」トナルノテアリマス

(笑作委員) 一々區別ハ出來マセン

(栗塚報告委員) 率口皆ナ「費用」ト云テモ宜シイ

(村田委員) ソレカ宜シイ

(笑作委員) 翻譯ハ「レバンス」入費「レインス」出費「ブレ」

ハ費用トシテモ日本ノ法律ニハ區別ハ出來マセン

(栗塚報告委員) ソレテハ此處ノ論ニテ皆「費用」ト修正シテ、

翻譯ニハ三個ノ差カアルト致シマスカ

(笑作委員) 左様致シテ先キへ行キマシヨウ

(松岡委員) 私ハ強暴隱密ニテ剽奪サレル時分ハ悪意ノ占有同様

全ク占有ガ悪ルイカラ本體ヲ離レルトキ果實ト共ニ離スノト、實

際變ラサルモノト思ヒマス

(栗塚報告委員) 悪意テアリマスカラ、無論權利モ剽奪サレル、

果實モ亦同様ナリト云フ意味テアリマス

(鶴田委員) 「仍ホ」ト云フハ無論仍ホト云フ意味テアリマスカ

ラ其所ト此處ト見合セルト困リマス

(栗塚報告委員) 「仍ホ」ト云フハ仍ホ今權ヲ持テ居ルト云フノ

テアリマシテ、悪意ナルモノハ唯タ果實サへ還へセハ宜シイ、權

利モ行ハル、杯ト云フコトハ毛頭ナイ

(松岡委員) 上ノ「仍ホ」ハ現物ノ果實ハ無論ト云フ譯テアリマ

スカ

(栗塚報告委員) 現物ニテ仍ホ持テ居ルト云フ意味テ御座イマス

(松岡委員) 「仍ホ」ハ無キ方ガ宜シイ

(村田委員) 「現物」ト云へハ「仍ホ」ハ必要テハアリマセン

(南部委員) アリマシテモ宜シイノテハアリマセンカ

(栗塚報告委員) 品物ニテト云フ意味テアリマス

(南部委員) 現ニ現物ヲ持テ居ルト云フ意味テアリマス

(栗塚報告委員) 現ニ品物ヲ占有シテ居ルト云フ意味テアリマス

(笑作委員) 現物ニテ仍ホ占有スト顛倒ニシテハ如何テス

(南部委員) ソレカ宜シイ

(村田委員) 「現」ノ字ハ「元」ト云フ字ヲ書ク方カ宜シイ

(栗塚報告委員) 年貢ヲ拂フニ金ヲ以テ拂フハ現物ヲハアリマセ  
ン、米ニテ拂フト云フ字テ御座イマス現物ト云フノハ金ニ代ヘテ  
ト云フノテハナクシテ刈取リタル米ノ仍ホ存シテ居ルト云フノテ  
アリマス

(村田委員) 「現物ニテ仍ホ」トシテ宜シイ

(松岡委員) ソレハ分リマセン

(清岡委員) 之ハ敢テ害ニナルコトテハナイカラ宜シイ

(笑作委員) 先キヘヤリマシヨウ

本條第二項「入費及ヒ費用」ヲ「費用」ト修正シ他ハ原案ニ  
決ス

第七百八條朗讀ス

第七百八條 善意又ハ惡意ナル總テノ占有者ハ必要ナル即チ物  
ノ保存ノ爲メニ爲シタル費用及ヒ有益ナル即チ物ノ價格ヲ増  
加シタル費用ヲ回收者ヨリ償還セシムルコトヲ得(第一千六百  
三十四條)

如何ナル占有者ト雖モ其資格ノミニテハ奢廉ナル即チ純然タ  
ル娛樂ノ費用ノ償還ヲ求ムルノ權利ナシ

(栗塚報告委員) 「資格」ハ「分限」ト翻譯ニテ直シマシタ又「  
費用」ハ「出費」ト改ノマス

(松岡委員) 必要ナル物ノ保存ト云フ意味ニテハナキ故「必要ナ

ル費用即チ物ノ保存ノ爲メト書イテハ如何テス

(西委員) 之テ宜シイテアリマシヨウ

(清岡委員) 文章カラ云フト面白クナイ

(村田委員) 「善意又ハ悪意ノ」ト云フヨリハ「善意又ハ悪意ノ

別ナク」ト改メル方ガ宜シクハアリマセンカ

(南部委員) 同シコトテハアリマセンカ

(鶴田委員) 「著廉」ノ「廉」ノ字ハ間違ヒテハナイカ

(南部委員) 之ハ書損ダロウ

(松岡委員) 「如何ナル占有」ト云フハ

(井上報告委員) 占有者自身ニテ善意悪意許リテナク向ウニ相續

人ガ二人アリテ何レモ相續人ト思テ居ルトキカ其場合チ例ニシテ

申セハ私ハ本統ノ相續人ニシテ栗塚君モ矢張り相續人ト云フテ居

リマシタ、故ニ私ハ栗塚君ニ分ケテヤリマシタノテ、相續ハ何方

ニモアリマス、其トキ私カ分ケテヤリタルハ宜シクナイノテ其場

合ニ栗塚君ハ私ニ催告シテ合式ニ五百圓ナラ五百圓分ケテヤレハ

求ムル權利ハナイト云フノテアリマス

(松岡委員) 若シ向ウノ人ノ願ニ依テスレハ取返ヘスコトカ出

來ルト云フ様ニナリマス

(井上報告委員) 双方カラ催告シタルトキテ御座イマス

(笑作委員) 「如何ナル占有者ト雖モ」ト云フト占有者トナリタ

ル以上ハ出費ノ償還ヲ求ムル權利ハナシト云フノテスネ

(井上報告委員) 左様テス

(笑作委員) 苟モ占有者ナレハ何ノ側テモ取レヌト云フ丁寧ニシ

タノタカラ宜シカロウ、先キヘヤリマシヨウ

本條第二項「資格」ハ「分限」ト翻譯局ニテ修正シ他ハ原案

ニ決ス

第七百九條朗讀ス

第七百九條 前二條ノ場合ニ於テ善意ナル占有者ハ回收者ノ言  
渡サレタル費用ノ全キ償還ヲ得ルマテハ其物ノ留置權ヲ享有  
ス

惡意ナル占有者ハ必要ナル費用ノミニ付キ留置權ヲ享有ス  
伊民第七百六條

(栗塚報告委員) 之モ「出費」ハ「費用」ニ回復致シマス

(清岡委員) 前條ノ「費用」ハ「出費」ガシマスカ

(栗塚報告委員) 翻譯ニテ「出費」トシテ修正ニテ「費用」トナ  
ルノテアリマス

(村田委員) 「言渡サレタル費用」ト云フノハ何所カラ言渡サレ  
タカ分リマセンカラ裁判所トカ何トカ云フタラハ宜シカロウ  
(南部委員) 裁判所ヨリ外ニナイカラ分ルテアリマシヨウ

(尾崎委員) 之ハ宜シイ

(笑作委員) 先キヘヤリマセウ

本條ハ原案ニ決ス

第七百十條朗讀ス

第七百十條 若シ物カ占有者ノ責ニ歸スヘキ毀損又ハ減價ヲ受  
ケタルトキハ惡意ナル占有者ハ如何ナル場合ニ於テモ所有者  
ニ之ヲ賠償スヘシ又善意ナル占有者ハ其毀損又ハ減價ニ因テ  
利ヲ得タル場合及ヒ程度ニ於テノミ之ヲ賠償スヘシ(第一千六  
百三十二條)

(南部委員) 「毀損」ハ「損壞」トシテハ如何テアリマスカ

(笑作委員) 栗塚サン「毀損」ハ「損壞」テハアリマセンカ

(栗塚報告委員) 「毀損」テ宜シイノテアリマス

(笑作委員) 「程度」ト云フ字ハ變リマセンカ

(栗塚報告委員) 「限度」トナリマシタ

(松岡委員) 「限度」ガ宜シイ利ヲ得タル場合ニ限り利益ノ限度ニ於テトアリマスカラ

(村田委員) 同シタ

(南部委員) 利ヲ得タル場合モ限度ニ於テモ還ヘサナケレハナラヌト云フノテアリマス「又ハ」テハナイ「及ヒ」テアリマスカラ

(鶴田委員) 元トノ通りテ分リ易イ

(松岡委員) 此文章ニテハ分リ悪タイ

(鶴田委員) ケレトモ前ノハ翻譯ガ悪ルイノテアリマシヨウ

(笑作委員) 前ノハ直譯ニナツテ居リマセン

(村田委員) 元トノハ「損壞ニ付利益ヲ得タル場合ニ限り利益ノ限度云々」トアリマシテ今度ハ「減價」ト云フ字ヲ加ヘタノテス

ネ

(笑作委員) 「ボアソナード」ガ入レテ來タノテアリマス

(松岡委員) 「利ヲ得タル場合」ト「及ヒ」トニツ云フハ宜シクナイト思フ

(清岡委員) ニツニナリマス

(西委員) 私ハ松岡サンノ説ヲ賛成シマス「其場合ニ限度ニ於テ」ト云フコトテアリマスカラ「場合」ト「及ヒ」ト云フノハ悪ル

イ

(南部委員) 利ヲ得タル場合ハ條件テアリマシヨウ、限度ニ應シテシナケレハナラヌ條件ガアルカラ、ニツ書カナケレハナリマセ

ン

(松岡委員) 「及ヒ其」トシテ宜シイ

(南部委員) 原案テ置テハ如何テスカ

(清岡委員) 原案テ宜シイ



(笑作委員) 先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第七百十一條朗讀ス

第七百十一條 占有者カ動産及ヒ不動産ノ所有權ノ得取時効ニ

違スルコトヲ得ヘキ條件ハ第五編ニ之ヲ規定ス

(南部委員) 一向論ハアリマセン

(笑作委員) 先キヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第七百十二條朗讀ス

第七百十二條 占有者ハ占有ヲ保持シ又ハ回復スル爲メノ下ノ區

別ニ從ヒ保持訴權、新工事又ハ急迫損害ノ告發訴權及ヒ回復

訴權ト稱スル占有ノ訴權ヲ有ス(佛訴訟法第二十三條乃至第

二十七條及ヒ千八百三十八年五月二十五日ノ佛法律第六條)

民財二ノ二五八

(栗塚報告委員) 「告發」ト云フ字ハ刑法ニモ使テアリマスカ、

何時モ「新工事」トカ「急迫」トカノ字ガ付キマシテ告發ハ事實

ヲ云フノテ訴權テハアリマセンカラ

(清岡委員) 急迫損害ノ新工事ニ關係ハ致シマセンカ

(井上報告委員) 新工事ノ告發訴權トナリマス

(鶴田委員) 新工事ト、急迫訴權ハ告發訴權テアリマヌネ

(井上報告委員) 左様テス

(村田委員) 「訴權」ト云フ字ガ下ニアリマスカラ分リマシヨウ

(委員長) 先キヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第七百十三條朗讀ス

第七百十三條 保持訴權ハ第三者ヨリ占有ニ反對セル權利主張

ヲ暗示スル事實上又ハ權利上ノ妨害ヲ受ケタル占有者ニ屬ス

此訴權ハ妨害ヲ止マシメ又ハ其補償ヲ得ルチ主旨トス  
此訴權ハ一箇ノ不動産又ハ動産ノ包括若クハ特定ノ動産ノ占有者ニ屬ス

(南部委員) 妨害ヲ止メシムルトキカ、物權補償ヲ得ルトキハ人權トナル

(松岡委員) 權利ノ主張ヲ暗示スルト云フハ如何ナルコトヲ云フノテアリマスカ

(栗塚報告委員) 詰リ占有ニ反對ノコトヲ擧ケテ出ル事實上ト、權利上ノ妨害ヲアリマス「暗」ノ字ハ暗ニ含ンテ居ルト云フ字テアリマス

(松岡委員) 公然得タルノハ行キマセンカ

(栗塚報告委員) 宜シイノテス、直接ニモ間接ニモ宜シイ、兎ニ角モ占有ニ反對シタルコトヲ云テ來ル主張ト云フモ同シテアリマ

ス

(鶴田委員) 先ツ分ラヌコトハナイ

(清岡委員) 明示ハ無論ノコトト云フ旨意カラ暗示ヲ出シタノテアリマスカ

(栗塚報告委員) ソレ程ヲモアリマセン

(井上報告委員) 想像スルニ足リルノテ御座イマス、事實上又ハ權利上ノ妨害ハ權利主張ヲ申シマス例ヘハ家ニ座リ込ムト云フ、座リ込ノハ則チ反對ノ權利ヲ主張スルコトニナリマス

(栗塚報告委員) 事實上ノ例ニハ水ヲ汲ムトカ、家ニ物ヲ立掛ケタトカ云フ所作ヲ云フノテアリマシテ主張ハ御前ニ權利ガナイ我ノ權利ダト云フノテアリマス、一ハ所作ヲ云ヒ一ハ權利ノ方テアリマス

(松岡委員) 包括ト特定ト分ケナケレハナラヌ必要ハ何所ニアル

カ

(栗塚報告委員) 包括即チ特定テアリマヌ併シ一ツト云ハレルト  
困リマヌ

(井上報告委員) 佛蘭西杯ニハ議論モアルカラ此所ニ示シタノテ  
アリマヌ

(松岡委員) 此處ニ動産ニモ不動産ニモトアリマヌ、上テハ占有  
者ニ屬ストアリ、今度ハ動産不動産ノ占有ニテモ矢張りアルト云  
フ、然ラハ包括モ特定モ變リハアリマセン

(南部委員) 包括ハ相續ノ場合許リテ想像シタモノテアリマヌ

(松岡委員) ソレハ大變間違ウ

(南部委員) ソレハ説明スコトハ逆モ出來マセン

(村田委員) 此訴權ハ動産不動産ヲ問ハス占有ニ屬ストシテアリ  
マヌガ、七百十四條ハ不動産許リテアリマヌカラ左様ニハ行キマ

センカ

(栗塚報告委員) ソレテハ保持訴權テナイ様ニナリマヌ註チ殘ラ  
ス御覽ナサルト左様ナルコトハ出マセンテアリマシヨウ

(松岡委員) 佛蘭西法テハ包括訴權ハ包括訴權ニテヤリ又他ノ一  
般ノ訴權ハ許サヌ「ボアソナード」ハ設令動産ヲモ占有訴權ガア  
ルト云フ爲ノニ書イテ來タノテハアリマセンカ

(栗塚報告委員) 併シ佛蘭西テハ動産ノ包括許リテアルト云フ論  
ヲ主張セラレテハ困リマヌ

(松岡委員) 佛蘭西テハ包括トアリマシヨウ

(栗塚報告委員) 千六百六十七年ノ法令ニハ包括ト云テ居リマヌ  
カ、今日ハ包括ハ殘ラヌ特定動産ニモ及ハナケレハナリマセント  
學者ガ云フテ居リマヌ

(松岡委員) 佛蘭西ニテ論ノ起リタルハ包括ト云フ字ガアルカラ

テアリマシヨウ

(栗塚報告委員) 之ガアレハ何ノ爲メニ書イタカト人ガ氣ヲ付ケルニ相違アリマセン

(松岡委員) ソレハ法律ノ學問ニハ宜シイガ此所テハ動産又ハ不動産トモ占有ニ許スト云フタラ宜シイノテアリマシヨウ

(鶴田委員) 之ヲ斷リテ置カレヌト云フコトハアリマセン

(井上報告委員) 解釋上テアリマス

(南部委員) 差支ナイテハアリマセンカ

(委員長) 一箇ノ不動産ノ占有ハ云フテナケレハナリマセンガ、

若シモ不動産ノ包括名義ガアリタルトキハ如何シマスカ

(栗塚報告委員) 一箇ト書キマセントキハ此訴權ハ不動産又ハ動産ニナルノハ恐ロシキコトテアリマス我々ノ譯シマストキ、一箇トシマシタノハ「此訴權ハ所有主ニ屬ス占有者ノ不動産ノ包括ノ

動産」トアリマシタ故テアリマス

(村田委員) 「一箇」ト云フト又動産モ遺入ル様ニ見ヘル

(南部委員) 此外動産ニハアリマセン

(栗塚報告委員) 不動産ノ包括ハ幾ラモアル

(委員長) 一箇ノ不動産ノトキヨリ外占有者ニ屬サス、若シ不動産ノ包括ガニツ三ツアツテ包括シタルトキハ占有者ニ屬ササルコトニナリハスマイカト云フノテアリマス

(南部委員) 成程一箇ノ「箇」ノ字ハ悪ルイカモ知レマセン

(栗塚報告委員) 「一箇」ト云フ字ハアリマシテモ宜シイテアリマセウ、不動産包括ト云フニハ相違アリマセン動産包括ハ動産丈ケテ不動産ノ包括トハ云ヘマセンカラ

(松岡委員) 不動産ヲモ包括ガアリマシヨウ

(栗塚報告委員) ソレ故ニ財産ノ包括ト云ヘマス、其内不動産ノ

集リタルモノテモ財産ノ包括ト云ヘマス

(南部委員) 包括ト云フハ財産ノ包括テアリマシテ、不動産ノ包括テハアリマセン

(鶴田委員) 動産ナレハ統括シテモ宜シイカ、不動産ニ至テハ統括シテモ其甲斐ガナイカラ、一箇ト云フコトハ別ニ訴ヘナケレハナラヌ様ニナリマス

(井上報告委員) ソレハ裁判管轄ニテ定メルノテアリマシヨウ

(鶴田委員) 管轄ニ違ヒハナイケレトモ、訴權ガ保持訴權テ訴ヘレハ一ツ々々云ヘサルモノテモアリマスマイ

(栗塚報告委員) 一ノ不動産ト云フトキハ、數不動産モ屬ス、併シナカラ包括ハ動産ノ包括ニシテ不動産ノ包括テハナイ

(鶴田委員) 不動産ハ一ノコトテモ訴權ニ限りテハ一ツ々々ニアラサレハ訴ヘラレナイトナリハシマセンカ

民財二ノ二六二

(南部委員) 包括不動産ト云ハレサルコトハアリマセン

(松岡委員) 一箇ダノ包括ダノ特定ダノト云フ六ヶ敷キコトハ解釋ニ讓ルノテアリマス、日本テハ動産不動産トモ占有ヲ許ス法律ダカラ新ノ如キモノハ要シマセン

(委員長) 「一箇」ト云フ字ハ如何ナル意味カ、間違ウト云フ恐れカアルカラカ

(栗塚報告委員) 動産不動産ノ包括テアル、不動産ノ上ヘ包括ガ掛リテハナラヌ故テアリマス

(委員長) ソレナレハ不動産占有者トシ「又ハ包括若クハ特定ノ動産ノ占有者ニ屬ス」ト云ヘハ「一箇」ト云フ字ハ云ハストモ済ム

(栗塚報告委員) ソレテモ原文ニハ變リマセン

(村田委員) ソレテ宜シイノテス

(栗塚報告委員) 七百十六條ニハ「回復訴權ハ暴行脅迫云々」トアルカ之モ一箇ノ不動産ト云ハナケレハナラヌカモ知レマセン、直譯スレハ「一箇」ノ字ハ除キマシテ「此訴權ハ不動産ノ占有者」ト致シマス

(尾崎委員) ソレテ宜シウ御座イマス

(委員長) ソレナレハ私ノ考ヘタケハ分リマスガ「暗」ノ字ハ如何テス

(栗塚報告委員) 暗ニ其意ヲ示シテ居ルト云フノテアリマス

(南部委員) 元トノハ「含蓄」ト云テ居リマス

(委員長) 暗示ト云フトキハ明示ハ遺入ラサル様ニナル

(南部委員) 家ヲ建テタトカ何トカ云フノテアリマスカラ暗示テ宜シイ

(委員長) 家ヲ建レハ明示ニナル

(栗塚報告委員) 委員長ノ井戸ヲ汲ンテ居ルノハ私ノ井戸ト思テ居リタル故テアリマス

(委員長) 暗示ト云フノハ人ニ知レサル様ニ放火スルトカ何トカ云フノテ自分ガ井戸ノ水ヲ汲ムノハ明示ニナルテアロウ

(栗塚報告委員) 權利上ノ防害ハ明示テアリマス

(鶴田委員) 素振テ見セルト云フノタロウ

(栗塚報告委員) 左様テ御座イマス

(村田委員) 暗示ハナクテモ宜シカロウ

(委員長) 宜シケレハ置キマシテ是レテ食事ニシマシヨウ

本條第三項「一箇ノ不動産」トアルヲ「不動産ノ占有者」ト

修正シ他ハ原案ニ決ス

于時午後第零時五分休憩

午後第一時十分開會

(委員長) ヤリマシヨウ

第七百十四條朗讀ス

第七百十四條 新工事ノ告發訴權ハ隣地ニ於テ始メ且成功カ占有ノ妨害ト爲ルヘキ事業ヲ止マシメ又ハ改様セシムル爲メ不動産ノ占有者ニ屬ス

急迫損害ノ告發訴權ハ或ハ建物、樹木又ハ其他ノ物體ノ墮倒ニ因リ或ハ堤、貯水所、水樋ノ破潰ニ因リ或ハ火、燃燒質又ハ爆發質ノ物料ノ必要ナル豫防ナキ使用ニ因リ損害アルチ價ル、ノ正當ナル事由ヲ具フル不動産ノ占有者ニ屬ス

此訴權ハ右ノ危害ニ對スル豫防ノ處分ヲ命令センメ又ハ未定ナル損害ノ補償ノ保證人ヲ得ルチ主旨トス(伊民第六百九十九條)

(修正) 第一項始メノ下ニ「タル事業ニシテ」ノ八字ヲ挿

入シ「且」ノ一字ヲ「其」ニ改メ下ノ「事業」ノ二字ヲ「モノ」ト改ム

同條二項「堤」ノ下「塘」ノ一字ヲ加ヘ「貯水所」ヲ「溜井」ト改メ「燃燒質」ヲ「燃燒物」「爆發質」ヲ「爆發物」ト改メ及ヒ「物料」ノ二字ヲ削ル又害ノ下「アル」ノ二字ヲ削リ「正」ヲ「至」ニ改メ由ノ下「ヲ具フル」ノ四字ヲ削リ「アル」ト改ム

(栗塚報告委員) 本條ニハ文字ノ修正カアリマス

(松岡委員) 之ハ修正カ宜シイ

(委員長) 「至當」ト云フ方ガ宜シイカ

(栗塚報告委員) 原文テハ至當ト云フ方ガ宜シイノテアリマス

(清岡委員) 物體ノ「墮倒」ハ「墜倒」ノ方ガ宜シイ

(鶴田委員) 「墜」ノ字ノ方ガ讀ミ易イテアリマシヨウ新工事ト

急迫ノ訴ハ告發スルニ何ノ爲メニ之ニ限リテ「告發」ト云フカ  
 (栗塚報告委員) 往昔カラノ云ヒ來リテ御座イマス  
 (松岡委員) 告發訴權ハ同シテアリソウナモノテ  
 (南部委員) 新工事ノ方ハ、向ウカ新工事チスルカラ告發ト云フ  
 急迫ハ損害ト云フノテス  
 (栗塚報告委員) 告發スル訴權ト云フノテアリマス  
 (鶴田委員) 向ウニ過失アルチ許キ出スト云フ様ダネ  
 (栗塚報告委員) 左様テス  
 (委員長) 「アツセブマン」ト云フ字ハ何ト譯シマシタカ  
 (栗塚報告委員) 「爲シ迷ル」ト云フ名詞テ御座イマスカ、此處  
 テハ「成功」トヤリマシタ  
 (松岡委員) 刑法テハ告發ハ他人ノコトヲ告ケルノチ云フ  
 (栗塚報告委員) 元來チ云フト、第三者カラテモ、自分カラテモ

宜シイノテアリマス、告發ハ「告ル」ト云フ字テ御座イマス  
 (委員長) 佛蘭西許リ此告發ト云フ字チ使ウカ他ノ國テモ使ウカ  
 (栗塚報告委員) 他ノ國テモ使ウト思ヒマス  
 (委員長) 刑事ノ意味チ持テ居ルカラ宜シイカ  
 (井上報告委員) 左様ナル譯テハアリマセン  
 (栗塚報告委員) 原文ノ都合カラ使ヒマシタ  
 (鶴田委員) 損害ノ訴權ト云テモ宜シイ  
 (委員長) 此處ハ由來カアルノテシヨウ  
 (栗塚報告委員) 日本テ申ス様ニ必ラスシモ人ニ「デネンセ」ス  
 ルト云フ「告口」チスルト云フ字テアリマス  
 (井上報告委員) 羅馬カラ占有ト云フコトチ書イタノテ、用ヒ來  
 リテアリマスカラ使ヒタルノテアリマシヨウ  
 (委員長) アリマシテモ害ハナイガ「告發」ト云フ字ハ目立ツ様



ダ

(松岡委員) 伊太利ノ或ル本ニハ「申告シ」トアル

(清岡委員) 「發ス」ト云フハ物ノ隠レテ居ルモノヲ發ク字テアリマス所ガ之ハ犯罪ト云フ譯テモナク無關係ニテヤリタルモノテ占有者ノ妨害ニナリテ告發セラル、ノタカラ「申告」ト云フ方ガ宜シイカモ知レマセン

(栗塚報告委員) 如何テモ宜シイ

(村田委員) 修正スルナレハ前ノ様ニ保持訴權トカ書キタラ宜シカロウ

(南部委員) ソレハ違ヒマス

(村田委員) 元ハ「新工訴權急迫訴權」トアリマス

(栗塚報告委員) ソレハ譯ス人ノ間違テアリマス、新工事告發ニ於ケル訴權又ハ急迫損害ノ告發ニ於ケル訴權トアリマスノテス

(松岡委員) 「急迫ニシテ且」ト云フコトヲシイ

(委員長) 害ハナイ

(栗塚報告委員) 末項ハ宜シウ御座イマシヨウカ

(橋田委員) 宜シイ様ダ

(松岡委員) 宜シイ

(委員長) 宜シケレハ修正ニ決シテ先キヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第七百十五條朗讀ス

第七百十五條 保持訴權及ヒ新工事又ハ急迫損害ノ告發訴權ハ

平穩ニシテ且公然ナル法定ノ占有ヲ爲ス者ノミニ屬ス其他不動産ニ付テハ其占有ノ滿一年以來繼續シタルコトヲ要ス

(橋田委員) 「平穩」ト云フハ「穩密」ノ方カ

(栗塚報告委員) 暴行ノ反對テアリマス

(鶴田委員) 「占有者ノミニ屬ス」トシテ宜シカロウ

(栗塚報告委員) 法定ノ占有者ノミニ屬スルノテアリマス

(南部委員) 「公然ナル」ト云フカラ占有者ノ刑罰ニナル

(栗塚報告委員) 法定ノ刑罰ヲアリマスカラ「一年以來」ヲト

云フコトモ餘程苦敷イノテアリマス

(鶴田委員) 左様ナレハ宜シイカ「占有者」ハ「占有者」

トシテ宜シイタロウ

(清岡委員) 「其他」ト云フハ平穩且其外ト云フノテアリマシヨ

ウ

(栗塚報告委員) 左様テス、此レ丈ケノ條件ニテ済ムカト云フニ

左様テハナク不動産ナレハ一年以上繼續シナケレハナラヌト云フ

ノテアリマス

(松岡委員) 「以來」ト云フトキハ滿一年繼續シタノテハイケマ

センカ

(南部委員) 段々續テ居ルカラ「以來」ト云フノテアリマス

(委員長) 宜シケレハ先キヘヤリマス

本條ハ原案ニ決ス

第七百十六條朗讀ス

第七百十六條 回復訴權ハ暴行、脅迫又ハ詐術ヲ以テ不動産ノ

全部又ハ一分、動産ノ包括又ハ特定ノ動産ノ占有ヲ奪ハレタ

ル占有者ニ屬ス但占有其モノカ被告ニ對シ之ト同一ナル瑕疵

ノ一ヲモ帶ヒサルコトヲ要ス

此訴權ハ占奪セラレタル占有ヲ特定名義ニテ承繼シタル者ニ

對シ之ヲ行用スルコトヲ得ス但其者カ占奪ヲ成シタル不法ノ

所爲ニ關與シタルトキハ此限ニ在ラス

此訴權ハ法定ノ占有者ハ勿論容假ノ占有者及ヒ占有カ未タ一

年ニ滿タサル者ニモ屬ス

(修正) 末項「容」ノ一字ヲ削ル

(南部委員) 「容假」ノ「假」ト改ノマス

(村田委員) 不動産ト云フハ動産ノ全部又ハ一分ヲハ御座イマセ

ンカ

(栗塚報告委員) 以前ノ案ハ當テニナリマセン

(鶴田委員) 二項ノ「此訴權ハ占奪サレタル占有チ云々」ト云フ

コトノ例ヲ示シテ下サイ

(栗塚報告委員) 特定名義ニテ繼承シタ者ハ買人ナレハ買人ニ對

シテ訴權ヲ用フルコトカ出來ルゾヨト云フノテアリマス

(南部委員) 何チ買ヒタルカナレハ占有チ買ヒタルノテ其占有チ

奪ハレタト云フコトテ御座イマス

(栗塚報告委員) 買ヒタル人ニテモ賃借人ニテモ宜シイ

民財二ノ二六八

(鶴田委員) 買ヒタルモノヲ姑ク占奪ト見ルノテスカ

(南部委員) 自分カ奪ハレテ居ルカラテアリマス

(鶴田委員) 詰リ繼承テ人ガ變テ居ルト云フノテアリマシヨウ

(栗塚報告委員) 左様テアリマス

(尾崎委員) ソレニ對シテ訴ヘルコトハ出來マセンカ

(栗塚報告委員) 尤モ買人ニ不法ノ所爲カアレハ此限ニ在ラステ

アリマス

(尾崎委員) 「占有其モノカ被告ニ對シ之ト同一ナル」ト云フハ

如何ナルコトテアリマスカ

(南部委員) 占有ガ其モノ、被告人ニ對シテ同一ノ瑕疵アルトキ

ハト云フノテアリマス

(尾崎委員) 成程奪ハレタ物チ取還スハ人權ニナルノカ

(南部委員) 人權テアリマス

(鶴田委員) 「關與」ト云フ字ハ新ラシク出マシタナ

(栗塚報告委員) 左様デアリマス

(委員長) 「關」ノ字ハ「干」ノ字テハナイカ

(委員長) 特定名義ニテ爲シタルトキ正イト云ハレルカ知ラヌ

(南部委員) 買受ケルトカ、譲リ受ケテ一身ニ係リタルコトヲ相續セサル包括ノ方デアリマス、本統ノ相續人ニナルト一身ニ屬スルコトハ矢張り相續シナケレハナリマセン

(委員長) 特定名義ハ必ラス正シキモノトハ云ハレマイ

(栗塚報告委員) 不法ノ所爲ニ與リテハナラヌ然ラサレハ正シイト云フデアリマス

(委員長) 干與シナイトキハナラヌト云フ譯ニナリマスカ

(鶴田委員) 相續人ニナツテ居ルトキテモ出來マセンカ

(南部委員) 強暴ヲ以テ一分チ乙カ占有シテ居リ乙ヨリ丙カ買ワ

シタルトキハ一向強暴テハアリマセン故ニ賣買柄ニハ適用ハ出來マセン

(委員長) 乙ト丙ニ在テハ不法ニテハナイカ、甲ト乙トノ間ニハ訴權カ無クテハ云ヘヌ理窟テハアリマセンカ

(南部委員) 訴權ハアリマス

(松岡委員) 人權ト云フ訴權ガアリマス、即チ占有人タル者ヲ被告ト云ヒ立テ、今度ハ所有權ノ訴ヲ以テシナケレハナラヌト云フノデアリマス

(南部委員) 保持訴權ガアリマス

(委員長) 損害賠償ヲ求ムルコトハ出來マセンカ

(南部委員) ソレハ出來マセン

(松岡委員) 回復ダカラ自分ノ手ハ離レテ居ルカラ其時當リ前ナレハ採リ上ケテ呉レルケレトモ特定シテ承繼シタル人ナレハ回復

ハ出來マセン、其トキハ如何スルカナレハ、占奪シタル人ニ向テ  
人權ニテ訴ヘルヨリ外ハナイト云フノテアリマスカ

(南部委員) 左様テス

(鶴田委員) 私ガ他人ノ物ヲ無理ニ奪取テ私ガ死ンテ私ノ子ハ親  
ノ奪取タルコトヲ知ラス占有ヲ相續シテ居ルトキ正名義ニテ繼承  
シタモノトナリマスカ

(栗塚報告委員) ソレハ包括名義ニテテ特定名義テハアリマセン

(鶴田委員) ケレトモ其物ヲ二男カ三男カ貰フテ居タナラハ特定  
名義トモ云ヘルテアリマシヨウ

(栗塚報告委員) 贈遺ナレハ特定テアリマス

(鶴田委員) 二男ハ親ノ占有シタルコトヲ知ラサリシナレハ矢張  
リ不法ノ所爲ニテ關與スルト云ヘルタロウ

(委員長) ソレハ關與トハ云ハレマセン

民財二ノ二七〇

(南部委員) 回復訴權ニテハ出來マセンガ保持訴權ニテ出來マス

(委員長) 所有權カラナレハ訴ヘルコトカ出來マシヨウカ保持訴  
權ニテハ如何テアロウカ

(南部委員) 取ル迄ハ保持訴權テ出來マス

(委員長) 取ラレテカラハ

(尾崎委員) 人權テ訴ヘテ行キマス

(村田委員) ソレハ物權ニテ行カナケレハナリマセン

(尾崎委員) 占有ナレハ人權ヨリ外ハアリマセン

(西委員) 全ク別ノ訴權ニナル

(南部委員) 不動産ノ上ニ家ヲ建タルトキハ權利上ノ妨害ヲ受ケ  
タル者テアリマス其家カ建テ仕舞ヒタルトキハ奪ハレタト云フ明  
カナル區別ノ出來サル方ガ宜シイ然ラサレハ暴行ニテモ取サヘス  
レハ宜シイト云フ様ニナリマス

(井上報告委員) 家ヲ建テタルノミニテハ取りタルトハ云ハレマ  
セン

(松岡委員) 其時ハ新工事ノ告發訴權ヨリ外ニ仕方ガナイテアリ  
マシヨウ

(井上報告委員) 建テ上リタル後ハ保持訴權ニテ宜シイノテアリ  
マス

(委員長) 貴君ニ占有權ノ無クナリタルトキハ保持訴權ト云フコ  
トハ出来マヌマイ

(井上報告委員) 建築中ハ新工事テアリマヌカラ保持訴權ニ相違  
アリマセン

(松岡委員) 「新工事告發云々」ト十七條ニ區別カアリマス  
(南部委員) 保持訴權ハ家ヲ建テ終リタル上ハ奪ヒタルトハ云ハ  
レマセン

民財二ノ二七一

(委員長) 例ヘハ鶴田サンノ物ヲ鳥渡借リテ他人ヘ賣リタルトキ  
ハ其買人ニ對シ鶴田サンカラ押ヘルヌトハ出来マセン私ニ向テ所  
有權取戻ノ訴ヘハ出来マシヨウ

(松岡委員) 回復ハ出来マセン

(栗塚報告委員) 動産テハ出来マセン

(委員長) 不動産ニテモ出来マセンダロウ、第三者カ土地ヲ買ヒ  
テ法律上貴君ハ其土地ヲ類ルコトハナラヌト鶴田サンカラ云フコ  
トハ出来マセン

(栗塚報告委員) 今ノ様ナ例ヲ議シテ見マシタガ御説ノ通りト思  
ヒマス

(委員長) 現在テモ第三者ハ如何ナルコトヲ云テモ仕方ガナイ

(尾崎委員) 盜賊品ト分リタルトキハ直チニ行クノテアリマス

(鶴田委員) 宜シカロウ

(委員長) 皆ナサンニ論カ無ケレハ宜シイカ、今一應報告委員テ  
各國ニ於テハ占有者ニ於テ第三者ニ係ルコトカ出來ルカ否ヤヲ調  
ヘテ下サイ

(栗塚報告委員) 長リマシタ

(井上報告委員) 他ノ國ハ知リマセンカ、佛蘭西ハ新ノ如クナツ  
テ居リマシヨウ

(委員長) 此文章ノ上ニテハ出來ナイニ相違アリマセンカ佛蘭西  
ニ限リマス其他ノ法律モ調ヘテ下サイ

(栗塚報告委員) 報告委員ヲ研究致シマス

(委員長) 第三者ニ係ルコトカ出來ナイト困ル

(栗塚報告委員) ソレハ所有權ヲ出來ルノテアリマス

(委員長) 所有權ヲ出來ルトシテモ、第三者ガ其物ヲ賣リタルト  
キハ如何テアリマスカ

(栗塚報告委員) 幾人ニ移リマシテモ所有權ナラ出來マス

(南部委員) 善意ヲ買ヒ時效ヲ得マシタ者ハ出來マセン

(委員長) ソレナレハ宜シイトシテ先キヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決シ他ハ原案ニ決ス

第七百十七條朗讀ス

第七百十七條 保持及ヒ回復ノ訴權ハ妨害又ハ褫奪ヨリ一年內  
ニアラサレハ受理セラレヌ

新工事ノ告發訴權ハ爭論セラレタル事業ノ終ラサル間ハ受理  
セラル但其事業未タ成功セスト雖モ占有者ニ妨害ヲ加ヘタル  
時ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ受理セラレヌ

急迫損害ノ告發訴權ハ危害ノ存スル間之ヲ認許ス

(栗塚報告委員) 本條ハ「權」ノ字ヲ削除シマシテ「告發ノ訴ハ  
」ト致シマス

(松岡委員) 新工事告發ノ訴ハ落成前ニ致シマスガ、期限チ一年  
過シタラハ他日訴權ハ起ラサルモノタロウ

(井上報告委員) 保持テ訴ヘルコトガ出來マス

(栗塚報告委員) 併シ保持訴權モ妨害チ加ヘテヨリ一年テアリマ  
ス

ス

(松岡委員) ソレカ出來ルトスレハ一年云々ハ效ガナイ

(村田委員) 併シナカラ保持訴權ハアリマシヨウ

(南部委員) ソレハ訴權ハアリマセン、隣地ノ新工事ダカラ種類

ガ違ヒマス

(村田委員) 成程出來ナイ、併シ拒却訴權ハ出來ルタロウ

(南部委員) 出來マセン

(栗塚報告委員) 併シ家ガ側レ掛リシトカ云フトキハ急迫訴權ノ  
訴ガ出來マス

(鶴田委員) 「認許」ノ字ハ如何テスカ

(南部委員) 六百九十五條ニ「慣例ニ依テ認許」トシマシタ

(清岡委員) 法律ノ錯誤ハ許サスト云フノタ

(南部委員) 法律ガ訴ヘテ許ス場合ハ許スノテアリマス

(委員長) 宜シケレハ先キヘヤリマシヨウ

本條第二項第三項「告發訴權」チ「告發ノ訴」ト修正ス

第七百十八條朗讀ス

第七百十八條 占有ノ訴ハ權原ノ訴チ併スコトヲ得ス

占有ノ訴ノ判事ハ當事者ノ權利ノ基本ニ出テ且其權利ヲ豫決  
スヘキ本性ヲ有スル理由ニ基キテ其裁判ヲ爲スコトヲ得ス

又其判事ハ權原ノ訴カ既ニ審理中ナルトキト雖トモ當事者其  
權原ノ訴ニ付キ判決ヲ受クルニ至ルマテ占有ノ訴ヲ決スルコ

トチ中止スルヲ得ス



(栗塚報告委員) 此裁判ヲ爲ス處ハ治安裁判所ト見レハ宜シイ  
(鶴田委員) 占有ノミノ訴ト云フコトカ

(南部委員) 價格ニ積ラル、トキハ出來ルノテアリマス

(清岡委員) 「判事ハ」ト云フハ面白クナイガ實ノテハ「占有ノ

裁判」トシテ如何ダロウ

(栗塚報告委員) 人間チ云フノテアリマス「占有ノ訴チ裁判シナ  
ケレハナラヌ裁判官ハ」ト云フノテアリマス

(西委員) 判事ト云フ字チ制チモ分リマス

(清岡委員) 人民カラ辭チ立テ斯ノ如キ裁判ハ出來マセント云ヘ  
ハ宜シイ

(栗塚報告委員) 之ハ自分ガヤル意味テハ御座イマセン

(南部委員) 占有權ハ權原ノ訴ハ出來マセンノテアリマス

(鶴田委員) 占有ニ付テノ權原チ云フノテアリマシヨウ

(南部委員) 占有ニ權原ハ御座イマセン

(栗塚報告委員) ソレハ占有ノ争ヒテアリマス

(村田委員) 五百二條ノ初ノニ占有ノ特權ト許リアリマス

(栗塚報告委員) 占有ノ訴ハ權原ノ訴ノ反對ト見レハ宜シイ

(委員長) 判事ト云フ字ハ如何テスカ

(南部委員) 此次ノ條ニモ七百二十二條ニモ「判事」ト云フコト  
カアリマス

(委員長) 判事ヨリ外裁判チ爲スコトヲ得スト云フコトヲ判事ニ  
向テ云フニ相違ナイ

(栗塚報告委員) 「裁判所」トシテハ如何テスカ

(清岡委員) 「占有ノ訴ニ付テハ」トシテ宜シサウナモノテス

(栗塚報告委員) ソレテモ分リマス今日迄ノ文例ニテ「爲スコト  
ヲ得ス」ト云フハ「何が爲スコトヲ得ス」ト文章カ出來テ居リマ

シテ主客ト判事ガ裁判ヲ爲スコトカ出來マセント書イタ丈ケテアリマスカラ「判事」ハ除キマシテモ一向差支ハ御座イマセン  
(委員長) 訴訟法ナレハ宜シイガ、民法ニハ「判事ガ云々」ト書クハ如何ナルモノタカ

(松岡委員) 之ハ訴訟法ニ移ス譯ニハ往キマキスマイカ  
(栗塚報告委員) 移セマサルカ、併シ折角是レ迄ヤリ來タノデアリマスカラ御置キテ願ヒマス

(清岡委員) 「受理セラレス」ト云テ人民ノ方カラ辭テ立テ居ル之モ判事カ許サストアレハ格別此處テハ判事ト云フハ面白クアリマセン

(南部委員) 削リマシテモ判事ト外見ヘマセン

(鶴田委員) アリマシテモ差支ハアリマセン

(委員長) 人民カラ云フ様ニハ書ケナイカ

(栗塚報告委員) 此旨意ハ左様テハアリマセン

(委員長) 總テ占有權ノ書キ方ハ、判事ヘ申開カセルノト、人民ニ開カセルノト二種アルカラ人民ヘ申開カセルトキハ判事ト云ハスシテ済ム、假令ハ占有ノ權ニ付テ當事者ノ權利ノ基本ニ出テ且云々理由ニ基キ裁判ヲ爲スコトヲ得スト書ケハ裁判ヲ爲スコトカ出來ルタロウ

(南部委員) 裁判所ニ命スルコトアリ、又判事ニ命スルコトモアリマスカラ悉ク人民カラ辭テ立ルハ如何テアリマスカ

(栗塚報告委員) 「判事ヲシテ裁判ヲ爲サシムルヲ得ス」トシテハ如何テス

(清岡委員) 委員長ノ云フ通りニシテ置イテ宜シイカ、此所許リ左様ニスルコトモ出來マスマイ

(南部委員) 佛蘭西ノ用收權ノ所ニ「裁判官ハ云々」トアリマス

(委員長) 佛蘭西ニハ訴訟法ノ中ニ民法ガアリ民法ノ中ニ訴訟法  
カアル

(南部委員) 愈々削除スルコトニナリ之ヲ訴訟法ニ入レハ宜シイ  
カ民法ニハ裁判官ト云フコトヲ書クコトカ出來マセント云フノモ  
困ルト思ヒマス

(委員長) 裁判官ト書ク位ナレハ訴訟法ニ入レルカ宜シイト云フ  
説カアレハソレチ悪ルイトハ云ハレマセンテシヨウ

(松岡委員) 「ボアソナード」モ氣ガ付イテ居リマスアノ訴權ノ  
コトハ訴訟法ニ掲クヘキ論モアルケレトモ併シ訴權ノ本元ヲ云フ  
ノタカラスノ如クニシテ置クト云ヒマスガ本元丈々チ此處ヘ置テ  
手續ハ訴訟法ヘ出セハ宜シイ

(南部委員) 訴訟法ト民法ト半ハニ居ルノテアリマスカラ訴訟法  
ヘノミ入レルト、又民法ガ訴訟法ニ導入ルノ嫌ハアロウト思ヒマ

ス

(栗塚報告委員) 「占有ノ訴ハ權原ノ訴ヲ併スコトヲ得ス」チ民  
法ヘ入レ他ノ項ハ訴訟法ヘ入レ度イト思ヒマス

(鶴田委員) 成程何方カト云ヘハ訴訟法ダケレトモ折角是レ迄來  
リタルモノ故宜シイトシテハ如何テアリマス

(委員長) 「占有ノ訴ハ權原ノ訴ヲ併スコトヲ得ス」ト云フハ云  
ハストモ分ル

(栗塚報告委員) 諸ク味ヘルトキハ餘程込入りタル條テアリマス  
二項ト三項トハ何所ヤラ次ノ條ト抵觸スル操テアリマスカ矢張り  
餘程必要ナル様テアリマス

(松岡委員) 性質ヲ云ヘハ訴訟法テス

(栗塚報告委員) 左様テス「占有ノ訴ニ付テハ當事者ノ權利ノ基  
本ニ因リ云々」トシテハ如何テスカ、唯ダ判事ト云フ字ヲ刪ル丈

ケテアリマス

(西委員) ソレテ宜シカロウ

(委員長) 一項ノ文章ヲ見タ様ニスレハ別タカ左様テナケレハ「判事」ハ置ク方カ宜シイ

(栗塚報告委員) 仕舞ノ方ハ「判事」ト入レマセント、當事者ガ中止スルヲ得スト聞ヘマス

(村田委員) 一項ヲ置テ二項ヲ削テハ如何テスカ

(栗塚報告委員) 萬一抜ケルト大變テアリマス

(松岡委員) 「モツセ」ニ通シテ置テ箇様ナ論モアルカラ訴訟法ノ適當ナ場合ガアレハ入レテ吳レト注意シテ置ケハ宜シイ

(委員長) 此二項丈ケチ入レル譯ニハ行キマセン入レルナレハ占有權ノ中ノ幾分ヲ取テ入レナケレハナリマセン訴訟法ノ体裁ヲ爲サヌカラ

民財二ノ二七七

(栗塚報告委員) 七百二十五條ニ「占有ノ訴ニ關スル裁判管轄及ヒ其他方式ノ規則ハ帝國裁判構成法及ヒ民事訴訟法ヲ以テ之ヲ定ム」ト云テアリマスカラ

(南部委員) 姑ク箇様ニシテ御置キテ願ヒマス

(委員長) 賢明ナル報告委員ダカラ何トカシタラハ宜シカロウ

(栗塚報告委員) ヤレト仰セラレマスレハ何トカ接テ立テマシヨウ

(委員長) 左様ニ致シマシヨウ今ハ判事トシテ於テ他日折合ノ好イ所へ依込ムカ之ヲ書換ヘルカシマシヨウ  
(委員長) ソレテハ先キヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ再調ヲ爲スコトニ決ス

第七百十九條朗讀ス

第七百十九條 占有ノ訴ヲ起シタル後當事者ノ一方ヨリ同一ノ

裁判所又ハ別異ノ裁判所ニ權原ノ訴ヲ起ストキハ占有ノ訴ニ付キ確定判決アルマテ權原ノ訴ノ訴訟手續ヲ猶豫スヘシ

權原ノ訴ノ被告力第七百二十一條ニ定メタル如ク其訴訟中ニ占有ノ訴ノ原告ト爲ルトキモ亦同シ

(松岡委員) 七百二十一條テハ爲スコトヲ得ルト示シ、此處テハ手續ノミヲ示シタルノテアリマスカ

(栗塚報告委員) 左様テス

(委員長) 占有ノ訴ヲ先キヘヤリ本訴ヲ見合セテ置タト云フ旨意カ

(栗塚報告委員) 左様テス

(南部委員) 占有ノ訴ハ急速ヲ要スル故テアリマス

(委員長) 占有權ノ訴ニハナリマセンカ

(栗塚報告委員) 矢張り占有ノアル場合ニ保持、回復、新工事、

急迫損害ノ四ツテ御座イマス

(委員長) 併シナカラ「アクシヨシ」許リテナク權迄及フカ

(栗塚報告委員) 勿論テ御座イマス

(委員長) 構成法ニハ「占有ノミ」トアル

(栗塚報告委員) 彼ノ「占有ノミ」ト云フハ所有權ニアラスト云フコトヲ見セテ置キマシタノテアリマス

(委員長) 彼ノトキモ占有ノミト云フ旨意テアリマシテ占有權ハ遣入リマセン

(南部委員) 左様テハナク所有權ニアラサレハ宜シイトナリマシタ

(栗塚報告委員) 占有ハ權利ニアラスト云フハ佛蘭西一般ノ論テアリマス然ルニ「ボアソナード」ガ左様テナイト云フハ如何ナルモノテアリマスカ矢張り訴訟法モ左様致シタル安排テアリマス、

此處テ云フノモ占有ノ權テアリマス

(委員長) 占有ノ權トシテ所有權ト區分ガアルカト論シナケレハナリマセン其方ハ地方裁判所ニテヤルニキ權原以外ニ及フカモ知レマセン

(南部委員) 七百十六條二項テ分リマス

(栗塚報告委員) 當事者ノ權利ノ基本ヲ裁判ヲ爲スコトヲ得ステ御座イマス

(委員長) 占有ナレハ百萬圓ニテ出來ルカ占有ト所有ノ間ノ權利ハ間髪ヲ容レサル場合ガアリマス

(南部委員) 天然ノ占有ト法定ノ占有トアリマスカラソレハ即チ占有ノ權テアリマス彼ヲ超ヘテ處分スル權ナレハ用收權トカ所有權トカニナリマス

(委員長) 百萬圓ノモノヲモ占有ニテ年限カ盡キレハ所有ニナル

民財二ノ二七九

カラ此處ニテ占有ヲ區裁判ニテヤルハ金額ノ多少ニ拘ハラズ占有ト名ガ付ケハ總テ區裁判所テヤラセルトスレハ其内々場合ヲ區別シナケレハナリマセン區裁判所ニテヤル様ニセサルトキハ占有ノミニ關スル旨意ハ鳥渡財産ヲ持チタルノミニ止リテ占有權利ノ有無迄ハ立入ラヌト云フ譯チ以テ「ノミ」ト書キタルノテハナイカ  
(松岡委員) 「ボアソナード」ハ占有ハ廣ク云ヘハ種々ノモノカアル假ノ占有モ眞ノ占有モアルガ皆入レテ占有ノミト云フノテス  
(栗塚報告委員) 私ノ借テ居ル家ハ借テ居ルカ居ラサルカ、賃借權カアルカ否ヤハ權原ノ爭テアリタルガ私ハ何時カラ住居シテ居ルト云フハ占有テアリマス、其トキ私ガ何時カラ借テ居ルハ箇様ナル譯ニテ借テ居ルカラ私ハ此處ニ住居シテ居ルコトカ出來ルト云フノミノ爭ヒテアリマス栗塚ガ某ト賃借カアリシヤ否ヤハ裁判ハ出來マセン故ニ何萬圓ノ家ヘ住居シテモ、栗塚ガ住居シテ居ル

ト云フコトヲ論スルニハ差支アリマセン

(松岡委員) 其處丈ケテアリマス

(委員長) ケレトモ君占有シテ居ルト云ヒ、一方ハ此レハ私ノ所有權ヲ侵シテ居ルト云フトキハ

(南部委員) ソレハ占有ト權原トノ争ガニツ起リタル場合ヲ御座イマス

(委員長) 併シナカラ區裁判所へ占有ノ断ヲ起シテ其答辨力所有權ヲ侵サレテ居ルト云フトキハ訴カニツテハナイ故ソレハ區裁判所ニテ裁判シナケレハナリマスマイ

(栗塚報告委員) ソレハ出來マセン

(松岡委員) 栗塚カ占有シテ居ルト云フコトハ出來マスカ、其他ハ出來マセン、所有權カアルトモナイトモ云フコトハ出來マセンカラ危イコトモ何モアリマセン

民財二ノ二八〇

(委員長) 住居シテ居ル丈ケノコトヲ定メルノハ宜シイカ、急速ヲ要スモノト云フ點ヨリシテ區裁判所ノ權限ニ屬スルトシテモソレハ贈與キモノトハ云ヘマセン

(井上報告委員) 佛蘭西ニハ隨分論モアリマス、占有ニ付テハ隨分六ヶ敷キ事モアリマスカラ治安判事ノ管轄ニスレハ宜シクナイト云フ論カアリマスカラ、委員長ノ云フ通りテ宜シイ

(委員長) 占有權ヲ確カメルニハ何故ニ貴様ハ此家ヲ借リテ居ルカト云フコトヲ確カメサルトキハ其權カ確カマリマセン

(栗塚報告委員) ソレハ權原ノ方テアリマシテ占有權ノ争テハアリマセン

(委員長) 我輩カ他人カラ買ウカ、或ハ買テ持テ居ルニモセヨ、權限ノ基ク所ヲ定メサレハ占有權ガ有ルカ無キカハ分リマスマイ(南部委員) ソレハ分リマセンガ、貴君ノ物トナサレテ、持テ居

レハ則チ占有權ハ成立テ居リマス

(委員長) ソレハ成立タスシテ唯持テ居ルノミテアリマシヨウ

(栗塚報告委員) 如何ナル譯テ持テ御在ナサルカト云フコトハ權

原テアリマスカラ治安裁判所テハ出來マセント云フノテス

(松岡委員) 持テ居ル人カ言ハナクテモ宜シイノテス

(村田委員) 假ノ裁判ダ

(委員長) 七百一條モ行用スル權利ト己レ有ト爲ス意思ヲ以テ自

分ノ物トシ様ト思フ意カアリテ握有シタノテアリマスカラ此一條

ニ適スル所爲カアルカナキカテ認メナケレハナリマセン、然ラハ

愈々他人ノ物ヲ彼カ如何ナル譯ニテ握有スル積リカ、盜ミテ握有

トスル積リカ實タカト云フコトヲ定メル

(栗塚報告委員) ソレハ云フコトハ出來マセン

(委員長) 何故ニ之カ法定ノ占有ト云フコトカ出來マセンカ

(南部委員) 法定ノ占有ノ例ヲ舉ケレハ自分ノ品物トスル積リニ

テ持テ居レハ宜シイ設令買ウナリ又ハ借リテナクトモ差支アリマ

セン

(委員長) 裁判官ハ其占有ハ盜ンテ來タノカ、借リテ來タノカ、

實テ來タノカ一向分ラヌシテ法定ノ占有ト云ヘマスカ

(南部委員) 左様テス

(栗塚報告委員) ソレヲ所有權ニテ持テ居ルカ、借リテ居ルカチ

調ルノハ治安裁判テハ出來マセン

(委員長) 占有權ノ認メ迄スルナレハソレ迄云ハナケレハ權ノ認

メハ出來マスマイ其占有ハ惡意カ善意ヲ見ナケレハ占有權ガアル

トハ云ハレマセンカラ相當ノ手續ハシナケレハナルマイ

(松岡委員) ソレハ構ヒマセン惡意テアリマシテモ善意テアリマ

シテモ占有ハ占有テアリマス



(委員長) ケレトモ其手續ハ違ヘナケレハナリマセン

(松岡委員) 眞ノ所有者ガ證明シテ取還ヘサント云フトキハ善意ト悪意ノ區別ガ要用テアリマス

(鶴田委員) 法定ノ占有ト假ノ占有ト何方カ占有テ御座イマスカト云フトキハ

(委員長) 鶴田サンガ占有トシテ借リテ居ル物チ私カ復タ借リテ居ルトキハ何ト云テ訴ヘルカ

(鶴田委員) 占有ト占有ト出會ヒタルトキハ

(南部委員) 其時ハ貴君ノ方ハ占有ト云フコトハ御座イマセン品物ハ貴君ノ手ニナイカラ法定ノ占有テハアリマセン

(委員長) 鶴田サンノ争ヒタルトキハ何ト名付ケルカ

(南部委員) ソレハ無名ノ契約テアリマス

(栗塚報告委員) 其問題ハ鶴田サンカ家ニ住居シテ居ル所ヘ、他

民財二ノ二八二

ノ人ガ來テ退ケト云ハレタトキテアリマスカ

(委員長) 例令ハ清岡サンガ鶴田サンニ家チ借リテ居ル所ヘ私カ借リタト云テ行キタルトキテアリマス

(松岡委員) 私ハ退スト云フト、委員長ガ訴ヘル

(清岡委員) 其トキ委員長ノ力ガ強クテ退出サレテハ如何スルカ

(松岡委員) ソレハ妨害ノ訴權テ訴ガ出來マス

(委員長) 構成法ニ「占有ノミ」ト書キタルトキハ占有權ニナルトハ云ヘサル様ニナリワシマセンカ

(南部委員) 占有ノ訴ハ民法ニテ確定致シマシタカラ明カテアリマス

(委員長) 占有ノミト云フト貸家ノ如キモノニテ自分ハ占有權ノトキ隣ヘ家チ建テラレテハ困ルト云フ場合タロウ

(南部委員) 最初ハ左様ニ思ヒマシタカ左様テハアリマセン

(粟塚報告委員) 隣リヘ危険ナルモノカ來タルトキニ粟塚ハ如何ナル權利ヲ持テ居ルカナレハ其家ニ住居シテ居ル丈ケハ分テ居リマス其場合ニ粟塚ガ住テ居ルニ危険ナルモノヲ建テハナラヌト裁判官ガ云フノテアリマス

(委員長) 急迫訴權ハソレテ宜シイカ、構成法ニ「占有ノミノ訴」トアレハ唯其物ヲ持テ居ル丈ケノコトテアリマシヨウ

(南部委員) 「占有」トシテ「權」ノ字ハ除イテアリマスカラ尙ホ宜シイ

(粟塚報告委員) 七百十二條ハ只仰シヤル占有ノ訴權ヲ有スト申テアリマス、其内小譯カアリマシテ四ツノモノヲ有スルノテ構成法ニ「占有ノミ」トアロウトモ、占有ノ訴權ハ即チ占有ノミノ訴權ニシテ其内小譯ケハ四ツノ訴權ガアリマス  
(委員長) 占有ニ關スル訴トカ或ハ占有ノ訴ト書イテ居レハ宜シ

民財二ノ二八三

イガ殊更ニ「占有ノミニ關スル訴」トアルト權迄及フト云ヘルカ  
(粟塚報告委員) 權原内ト云フ意味カラ起リテ「占有ノミ」ト云フノテアリマス

(南部委員) 占有ハ事毎ニ適用シテ居リマスカラ、所有權トカ、用收權トカ、收益權賃借權ノ權利ノ方ハ少シモ云ヒマセン占有ノ方ノミナリト構成法ニ書イタノテアリマス

(粟塚報告委員) 法律テ訴權ヲ與ヘルノテアリマス

(清岡委員) 占有權ト云フハ不相當テアリマス、權ト云フハ法律ガ認メルカラ權ト付ケルカ實ハ占有者ト云フ論テアリマシヨウ

(粟塚報告委員) 左様テス

(清岡委員) 占有權ト占有丈ケノ二ツアル様ニ云フタノテス

(粟塚報告委員) 外務省テ論ノ起リタルハ七百十八條ニ占有ノ訴ハ權原ノ訴ヲ併セスト云フコトカアリマシタ故テアリマス

(委員長) 構成法ノ二十條ノ第二ニ「總テ所轄ノ建物又ハ或ル部分ノ占有明渡云々」トアリマスカラ宜シイカ、隣リノ家ニテ爆裂物ヲ賣ルトカ高キ家ヲ造リタノカ云フコトハ一向ナイカ今ノ様ナコト迄行キマスカ

(栗塚報告委員) 占有ノ訴ハ權原ノ訴ト併セルコトハ不都合ナリトアリマシテ英國モ、佛蘭西モ獨逸モ同シト見ヘテ占有ハ權原ニアラスト云フコトカラ「占有ノ訴ノミ」トシタノテアリマス

(清岡委員) 今日ノ如クナレハ「ノミ」ト云フ字ハ必要テハアリマセン

(委員長) 「ノミ」ト入レタルハ彼等ノ意ガアツテ其モノカ持テ居ルモノヲ確メルト云フモノテナイカ、其意味ナレハ區裁判所ノ權限ニナラスト定メナケレハナリマセン併シ報告委員ノ論ハ「ノミ」トアツテモ占有ニ係ルモノハ區裁判所ヘ行クノタト云フ論ハ

一定シテ置キ度イト思ヒマス

(栗塚報告委員) 尙ホ研究シテ見マシヨウ、構成法ノトキ「占有ノミノ訴權」トシテ其中ニ何カ含ンテ居ルカ知レナカツタノテアリマシヨウ

(委員長) 研究シテ置キマセント代言人杯ガ責メテ區裁判所ノ權限テナキ故訴ヘルナレハ地方裁判所ヘ御出テナサイト云フカモ知レマセン

(栗塚報告委員) 早速研究シテ「カルタード」ニモ聞イテ見マシヨウ

(委員長) ソレテハ先キヘヤリマシヨウ  
本條ハ「占有ノ訴」トアルハ占有ノミノ訴ナルヤ又ハ占有權ノ訴ナルヤ報告委員ニ於テ調査スルコトニ決ス

第七百二十條朗讀ス

第七百二十條 權原ノ訴ヲ爲シタル者ハ之ヲ願下タルト雖トモ  
最早其訴以前ノ事實ノ爲メニ占有ノ訴ヲ爲スコトヲ得ス然レ  
トモ既ニ爲シタル占有ノ訴ニ付テハ原告又ハ被告人ト爲リテ  
繼續スルコトヲ得

如何ナル場合ニ於テモ權原ノ訴ニ於テ確定ニ敗訴ト爲リタル  
者ハ占有ノ訴ヲ爲スノ權利ヲ失フ

(尾崎委員) 之モ宜シイ

(松岡委員) 「繼續スルヲ得」トアルハ即チ權原ノ繼續スルヲ得  
ルト云フノテアリマスカ

(栗塚報告委員) 已ニ占有ノ訴ヲ爲シタレハ繼續スルコトヲ得ル  
ト云フノテアリマス

(村田委員) 第一占有ノ訴ヲシナケレハナリマセンカ

(松岡委員) 左様ヲアリマス

(委員長) 本訴ハ願ヒ下ケテモ、訴訟ヲ起シテ居ルモノナレハ占  
有丈ケハ行クノカ

(鶴田委員) 左様テス

(西委員) 能ク分リマス

(委員長) 宜シケレハ今日ハ是レテ置キマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

于時午后第四時 閉會

昭和十三年六月二十九日寫了司法省法律調查會藏書

日本學術振興會

日本學術振興會

